

ネパール

ネパール王国 (Nepaarū Rajadani)

面積 14万1000km²

人口 1844万人 (1989年央, IMF推計)

首都 カトマンドウ

言語 ネパール語

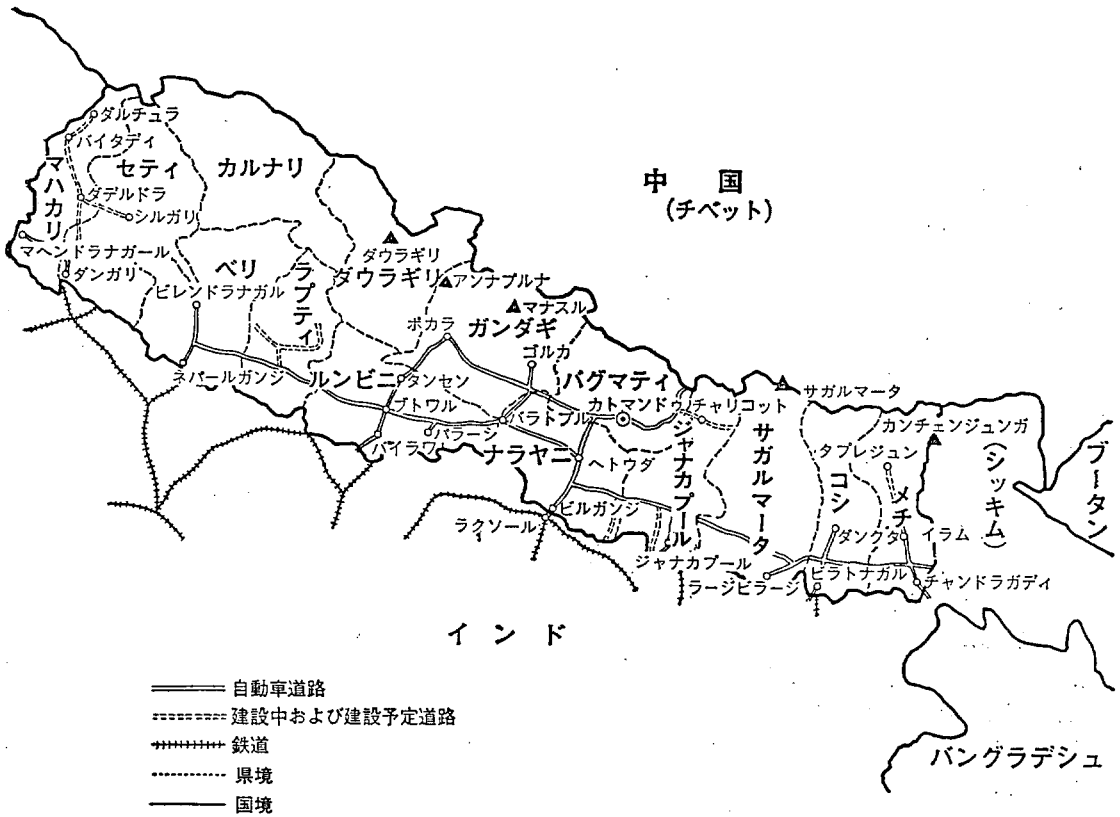
宗教 ヒンドゥー教および仏教

政体 立憲君主制

元首 ビレンドラ国王

通貨 ネパールルピー (1米ドル29.371ルピー, 1990年平均)

会計年度 7月16日~7月15日



1990年のネパール

パンチャヤト制廃止，新憲法発布と歴史的変革の年

吉村文成

1990年は、ネパールにとって、60年以来30年続いてきたこの国独自の政治体制であるパンチャヤト制の廃止，ネパール会議派（NC）を中心に統一左翼戦線（ULF）と組んだ政党政府の成立，そして、主権在民，複数政党制の議会制民主主義などを定めた，立憲君主制度に基づく新憲法の発布と，まさに歴史的変革の年であった。

そして，こうした変革をもたらしたのは，ネパール会議派を中心とする国民の民主化要求運動の高まりである。1年を通して，民主化を求める大衆運動が各地で昂揚し，それなりの犠牲を払いながらも，その要求を次々に実現してゆく様子は，まさしく，歴史的な「疾風怒濤の1年」というにふさわしい。

また対外関係では，前年いらいの懸案であるインドとの通商・通過条約の更新が，新政府の成立を待って，ようやく実現した。これにより，1989年3月以来続いてきた実質的なインドによる「経済封鎖」は約1年半ぶりに解消したが，この間にネパールが払った経済的犠牲は大きい。インドとの関係改善が成立した背景には，基本的には，ネパールに新しく成立したネパール会議派を中心とする新政府が，議会制民主主義をベースとし，インドの政治体制と価値を等しくすることとなった点を指摘しえよう。

しかし，インドとの関係改善，実質的な「経済封鎖」の解消も，一直線にネパールの経済状況を改善するものではなかった。もともと弱体な経済であるだけに，具体的な計量は困難であるが，民主化要求運動に伴う社会混乱が経済に与えた影響もまた大きかったからである。民主化の結果，労働者，農民の権利意識がたかまったことがネパールの経済にどのような影響を与えるか，これは今後の問題でもある。

民主化要求運動の展開

歴史的な変革を実現した1990年のネパール民主化要求運動の直接の出発点は，1月18日から20日までカトマンドゥで開かれたネパール会議派代表者会議である。この会議で，ネパールの政党制度が廃止されて30年にあたる1カ月後の2月18日からパンチャヤト制廃止，政党政治復活に向けて大衆運動を開始する，という決議が採択された。そして，この決議の実行を先取りするようにして，その他に左翼政党や学生団体が散発的ながら活動を開始した。他方，政府はこれに対して，指導者や活動家の大量逮捕，関係雑誌の発行禁止処分，さらに予防的措置としてネパール会議派最高指導者のガネシュ・マン・シン氏，パタライ総裁代理，コイララ書記長らトップクラスの指導者の自宅軟禁などで対抗しようとした。

しかし，1951年2月にラナ家の専制支配を打倒し，立憲君主制を復活させたことを祝う18日「王政復古記念日」には，政府の祝賀行事をよそに，全国的に民主化要求運動が本格的に開始され，各地で警官隊と衝突した。

こうした運動はその後政府の弾圧，逮捕にもかかわらず，集会，デモ，スト，喪章デモ，灯火ストなど多様なかたちを取りながら，波状的に全国各地で続いた。他方，アメリカを中心に西側援助国のネパール駐在大使らが，ウパダヤ外相に対し「デモ隊に対する強圧の弾圧を続けるなら，援助の継続はない」と申し入れるなど，外国からの圧力も加えられた。こうしたなかで，ついに4月6日，シュレスタ内閣は「法と秩序を維持できなかった」としてビレンドラ国王から解任された。

後を継いだチャンド内閣の当面の最大の任務は，治安の回復である。全国的に民主化要求デモが燃

え広がるなかで、就任早々、ネパール会議派の指導者らとの接触をはかった。

しかし、ネパール会議派の最高指導者ガネシュ・マン・シン氏らは、複数政党制が認められるまでは会えない、として対話そのものを拒否した。ついに国王が乗り出して「パンチャヤト制の廃止と政党活動の禁止解除」を声明（4月8日）。これで、政局の焦点は、新憲法制定に向けて暫定政権の構成に移った。

暫定政権の組閣作業は、パンチャヤト財産の国有化、全政治犯の釈放、民主化運動犠牲者に対する補償などさまざまな要求を突きつける、ネパール会議派の主導の下に進められ、4月19日、ようやくネパール会議派のバタライ総裁を首班とする新政権が発足した。新政権の構成は、ネパール会議派4人、統一左翼戦線3人、無所属2人、国王任命2人の計11人である。

2月の民主化運動の始まりからこの暫定政府成立までの間、首都カトマンドゥをはじめネパール各地はほとんど騒乱状態といえる状況が続いた。その頂点は、ビレンドラ国王がパンチャヤト制廃止を宣言する直前の4月6日の全土ゼネストであろう。カトマンドゥだけで20万～30万人がデモ行進し、その一部は王宮に向かい警官隊と衝突、相当数の死傷者が出た。なお、年末に発表された「民主化運動に伴う生命・財産被害に関する政府調査委員会」の報告では、2月12日から17日までにポカラの民主化運動で約95人が負傷、2月12日から4月13日までに全国で45人が犠牲になり、約2300人が負傷した。

新憲法発布への確執

バタライ新暫定政権の最大の課題は、総選挙実施に向けて、新憲法を制定することである。しかし、それなりに影響力を残そうとする王宮勢力と、完全な主権在民を求める政党勢力との確執で、作業は必ずしも順調には進まなかった。

まず、5月11日、ビレンドラ国王はテレビ、ラジオで、憲法改正のため「憲法諮問委員会」を設置した、と一方的に発表した。これに対し、政府やその他の政党勢力は、王宮が一方的に委員を決め、委員会を設置した手続き面に問題がある、と



憲法を公布するビレンドラ国王
(1990年11月9日、ロイター・サン=共同)

して反発した。国王の指名した憲法諮問委員会の委員長をはじめ一部委員が辞職するにおよび、国王は、いったんは、この委員会の解散を余儀なくされた（15日）。結局5月30日、憲法諮問委員会は政府の推薦を得て新規発足し、新憲法草案を練ることになった。

9月10日、憲法諮問委員会は、国王を内閣の助言で行動する「名目上の君主」とした、新憲法草案を国王に提出した。今度は、この草案の早期発布を求める政党勢力と、勢力維持のため、それなりの改正をはかる王宮、旧パンチャヤト・グループとの間で確執が続いた。

その後、王宮側は、国王に対する政府にかわる助言機関として「国家評議会運営委員会」を設置することや、国王が「主権と非常大権を持つ」とするなどの改正案を政府に示し、これに対して左翼政党、労組などが一斉に反発して抗議の街頭行動を各地で展開した。また、バタライ政権も一時は辞任の構えをみせるなど紛糾した。こうしたなかで、ビレンドラ国王とバタライ首相のぎりぎりの話し合いが繰り返された結果、政府と王宮との間の妥協が成立し、新憲法は当初の予定より大幅に遅れたものの、11月9日ようやく発布された。

新憲法の主な内容は「ネパールは多民族、多言語、民主、独立、不可分であり、主権を有するヒンドゥー立憲君主国である」「国王はネパール国民の象徴であり、ネパール国民の統一体である」「平等、言論、表現、平和的集会の自由、結社の自

由、移動の自由、職業選択の自由を保障する。死刑は廃止する」「立法院は250人よりなる衆議院と、定員60人の国家評議会で構成する。衆議院は18歳以上の普通選挙で選出し、国家評議会委員は国王の任命による10人、単式移譲投票による比例代表制で衆議院から選出される35人、一開発地域から3人ずつ単式移譲投票で選ばれた計15人——の計50人で構成される」——などである。

また、前のパンチャヤト制に類する単一組織による支配を防ぐために「単一の政治組織もしくは政党、あるいは同じ政治イデオロギーを持つ人々による、国家の政治制度もしくは選挙への参加を規定する法律、取り決め、決定は、本憲法に合致せず、無効である」の一項もいれられた。また、「特定政治組織・政党がネパール国民をその宗教、カースト、種族、言語、性を理由に参加させない場合、あるいは、政治組織・政党の名称、目的、記章、旗が特定の宗教、コミュニティーを示唆し、かつ、国家の分裂を促す傾向がある場合、その登録を拒否する」こともうたわれている。これは、多民族国家として、分裂への動きを避けるねらいとみることができる。

なお、国王の非常大権として「深刻なる非常事態が、戦争・外国からの侵略・武装反乱・極度の経済不況などから発生し、王国の主権と統一もしくは国土の一部の安全を脅かす場合、陛下は王国の全域もしくはその一部に非常事態を宣言することができる」の項目もあるが、これも「3カ月以内に衆議院にかけて承認を得なければならない」と制限がつけられている。

この新憲法に対しては、仏教徒グループやキリスト教徒グループから、「ヒンドゥ立憲君主国家」と規定している点について、「非宗教国家とすべきだ」として強い抗議が寄せられた。

ともあれ、新憲法が制定された後、政界の課題は、1991年4月ないし5月と予想される総選挙に移った。政党活動の自由化が発表されると、すでに5月末の段階で、タパ元首相、チャンド前首相をそれぞれ中心とするふたつの民族民主党が結成されるなど、旧パンチャヤト勢力による新政党設立の動きが相次いだ。一方、左翼勢力の間でも新党設立や離合集散が続いた。なかでも焦点は、連立で新政府を構成することになったネパール会議

派と統一左翼戦線の動向である。旧パンチャヤト勢力からの新規加入が相次ぎ、自信を深めているネパール会議派は、総選挙は自党だけで戦い、過半数を獲得できるとしている。これに対し、統一左翼戦線側は、ネパール会議派と共闘すべきかどうかで揉め、12月には構成する7党のうち4党が脱退する羽目になっている。

対外関係

1990年の対外関係の最大課題は、88年来、緊張しきっていた対インド関係の修復である。

対インド関係の緊張は、もともと1988年3月のネパール・インド通商・通過条約の更新が順調にゆかず、暫定延長と交渉が続いたあげく、89年3月、ついに失効に至ったことによる。北の中国国境はヒマラヤの天険であり、南の出口はインドを経由するしかない内陸国ネパールは、この対インド通商・通過条約の失効で約1年半にわたり実質的に「経済封鎖」の状態に置かれた。このため、石油製品など輸入物資の不足や価格の騰貴、そして、産物の輸出の不調に苦しんだ。石油製品の不足は、燃料として薪炭に頼ることにもなり、もともと枯渇しかけていた森林資源にも深刻な影響を与えた。

対インド関係修復の動きが具体化してきたのは、ネパールに対し強硬姿勢をとってきた、インド国民会議派のラジーブ・ガンディ内閣にかわって、1989年12月にV・P・シン内閣が成立してからである。1月早々、ネパールのウパダヤ外相とインドのグジュラル外相がニューデリーで会談。続いて2月にはニューデリーで、また、4月にはカスマンドゥで外務次官級会談が開かれた。しかし、ネパールの国情が民主化要求運動をめぐって激しく揺れるなかで、進展があるはずもない。

なお、4月にインドのS・K・シン外務次官がカトマンドゥを訪れたさいに用意したインド・ネパール通商・通過条約改正案は、インド外交の一側面を示すものとして注目に値する。シン外務次官は、ネパールの政治混乱に乗じるかのように、「国防および経済援助に関連した条約ないし合意を外国と締結するさいは、まえもってインドの承認を受けなければならない」という条項を忍び込

ませようとしたのである。

結局、対インド関係が本格的に修復されるのは、ネパール会議派を中心とする新政権がネパールに発足してからになる。6月10日、パタライ首相がニューデリーを訪れ、インドのV・P・シン首相と会談、1989年3月に失効していた通商・通過条約を復活し、関係正常化を図ることになった。これによって、インドは国境の物資通過点15カ所のうち閉鎖されていた13カ所を再開し、また、ネパールは国内のインド人に対する労働許可制の廃止などを決めた。

なお、このインド・ネパール首脳会談の合意については、左翼政党から「インド人に対する労働許可制度の廃止とネパールの河川に対する共通の権利の受け入れは、ネパールの国家主権と利益に反する」とする抗議が発表されている。

ともあれ続いて8月5日、インドのグジュラル外相がカトマンドゥに來訪、ネパール・インド間の通過点として新しく3地点を開放すること、3本の鉄道をインドの援助で建設することなどを約束し、さらに、ネパールに対する包括的援助計画を発表した。これに対し、ネパール側は、外国投資受け入れのため開放経済政策をとる方針を明らかにし、インド資本を歓迎する意向を示した。

前年来、完全な行き詰まり状態にあった対インド関係は、ネパールに新政府が成立するのを待つようにして解決をみた。これは、1989年末のインドの政権交替もあるが、議会制民主主義を主張し続けてきたネパール会議派の立場が、やはり、議会制民主主義を国是とするインドの政界から歓迎されたことが大きい、と見ることができる。ネパール会議派は、もともとインドの国民会議派とは深いつながりがある。

なお、この対インド関係が紛糾した理由の一つに、ネパールが中国からの武器輸入に着手した問題がある。しかし、新政権になって、この武器輸入は実質的に取り消され、問題自体が解消したかたちになった。

また、この年、ブータンでも民主化を求める運動があり、政府から弾圧を受けたが、ネパール系住民を中心とするブータンの反体制派グループはカトマンドゥに避難し、事務所を開設した。そして、ネパールの新政権首脳はこれら反政府派のブ

ータン代表と会見するなど、これを保護する姿勢を明確に示した。その結果ブータン政府との従来の緊密な関係に緊張をもたらした。

なお、この年の世界的事件にイラクによるクウェート侵攻(8月2日)がある。遠い中東のできごとだったが、ヒマラヤの小国ネパールにも影響は及んだ。政府は、イラクの侵攻当日、イラク非難を行ったが、8月末には、出稼ぎに出ているネパール人保護のため、ネパール航空機をチャーターし、約130人をヨルダンの首都アンマンからカトマンドゥに空輸した。クウェートで働いていたネパール人は公式には248人。しかし、非公式には約800人と推定され、その他の湾岸諸国全体では約2800人が働いていた、と推計されている。

経 済

前年からの対インド関係の緊張に伴う実質的な「経済封鎖」、それに加えて、この年前半、全国に燃え上った民主化運動に伴う社会混乱で、ネパール経済は大きな打撃を受けた。1989-90年の経済成長率(GDP)は2%と推定されているが、これは推定人口増加率2.6%を下まわり、1人当たり成長率ではかえってマイナス成長だった。

インドとの確執で、最も打撃の大きかったのは、伝統的にインドから輸入されてきた原材料と中間財および資本財の不足である。1989年3月、インドとの確執が始まってから多くの中小工場が生産を停止し、建設関係の事業も、石炭の不足からレンガ工場、セメント工場が生産を停止したことで、実質的に止まってしまった。

そして、6月10日、対インド関係はようやく正常化されたが、これも期待されたほどの経済状況の改善をもたらすのではなかった。

7月13日、バンディ蔵相は総額199億^{ルピー}からなる1990年度予算案を閣議に提出した。このうち123億^{ルピー}は、開発関連、約75億^{ルピー}は経常支出である。国防と警察関連には18億6000万^{ルピー}、債務支払いには23億^{ルピー}が割り当てられた。また、収入面では、税収入が101億6000万^{ルピー}とされている。なお、10月にパリで開かれたネパール援助国会議では、90、91の2年度分援助額としてネパールが年間3億5400万^{ルピー}の援助を要請したのに対して、計10億

「の援助供与が決定され、バンディ蔵相は「予算に計上された以上の援助をうけとることになった」と奇妙な感想を述べている。

予算案では、また、国内生産活動の活性化をねらって石炭などの燃料や原材料の関税が50%から33%に、また、基本的物資の関税が15%から9%に引き下げられた。また、運送費などの低減のためとして、灯油およびディーゼル油の価格も引き下げる、とされた。こうした関税引き下げのねらいは、言うまでもなく、この国の主要輸出品である木綿織製品やカーペットなどの生産の拡大とインドその他の諸外国への輸出の拡大であるが、実業家らの言葉をかりれば、労賃および運送費の高騰もあり、ネパールの製品がインド製品と競争するのは極めて困難だ、としている。

新政府の成立、そして、産業復興をねらう政府の施策にもかかわらず、経済の回復は思わしくない。8月、暫定政府のある経済閣僚は、「インフレの抑制も、雇用の促進も、湾岸危機で石油製品の価格がこう上がっては、どうにもならない」と語り、経済運営の困難の責任を湾岸危機におしつけようとしたほどである。

8月はじめ、マヘル・ラル・プラダン商工会議所会頭は、社会不安のためネパール全土で生産活動が危機に瀕しており、政府が早急に適切な処置を講じなければ、閉鎖される工場が増え、政府も危機に陥ろう、と警告した。それによると、民主化実現後の労働運動自由化で、組織関係の55工場がすでに閉鎖され、また、それまでのわずか1週間で、100を越す食品関係の工場が閉鎖された。政府が季節労働者の最低賃金を50%以上引き上げたことも、諸産業に影響を与えている、という。

経済はいっこうに回復しない。7月から8月にかけて全国的にコレラが流行し、数百人の犠牲者が出た。民主化要求運動の余波ともいえるかたちで、砂糖、食塩、食料油などの生活必需物資の物価上昇や政府のサービス低下に抗議するデモが続いた。なお、ネパール中央銀行によると、1989年度の物価上昇率は約9%とされる。しかし、世界銀行やその他のカトマンドゥの外国関係金融機関

は一樣に二桁には達していよう、とする見方が有力だ。

こうしたなかで、政府は10月13日、湾岸危機による石油価格高騰のためとして、ガソリン5.3%、ジーゼル油11.11%、灯油41.7%、航空燃料油11%の値上げを発表。さらに、10月末には灯油の消費自粛を呼びかける声明を発表した。これは、湾岸危機に加えて、インドのビハール州およびアンドラプラデシュ州でヒンドゥー教とイスラム教の寺院建設をめぐる争いの余波で灯油の供給が極端に減少したためである。11月11日には、灯油はついに配給制になった。一方、ネパール材木協会は、この冬、カトマンドゥの供給できる燃料用木材はない、と発表するなど暗い報道が続いた。

しかしながら、こうした人為的悪条件とは別に、1989年度のネパールは天候には恵まれた。このため、穀類生産高は、史上最高の580万トンを記録、今後も好天が続けば、90年には600万トンが望める、という。

また日本、ドイツ、クウェート、サウジアラビア、世界銀行、アジア開発銀行の資金援助を得て2月に完成した出力69メガワットのマルジャンディ水力発電所の送電の開始は、電力不足、エネルギー不足に悩むこの国にとって大きな朗報だ。

さらに、この年、民主化要求運動に伴う社会混乱や、6月の対インド関係正常化まで続いたインドとの国境通過点の大半の閉鎖という事態に、観光客は激減したが、同時に、ソ連のアエロフロート航空、ブータンのドルック航空、香港のドラゴンエアがカトマンドゥ定期便の就航を開始したのは、この国の主要外貨獲得源である観光業の未来に明るい展望を開くものであろう。おりから、10月には、エベレストのふもとにあるエベレストビューホテルが10年ぶりに再開した。ネパール在住の日本人実業家が1971年に建設したが、チャーター便が十分取れず、81年から閉鎖していたものである。世界で最も高いところにあるこのホテルの再開もまた、明るい将来の見通しを示唆する、といえるかもしれない。

1月

3日 ▶ニューデリーでウパドヤ外相とインドのグジュラル外相が出席してインド・ネパール外相会談(～5日)。双方が互いの問題で関心と協力と理解の精神で前向きに検討すること、次回会談は2月上旬とすること、などで合意。インド側はネパールの中国武器購入や在ネパール・インド人の市民権の問題に、またネパール側は内陸国としての緊急輸入をめぐる、貿易と中継に関する条約の実行に関心を示した。89年3月の両国貿易条約および期限満了以前の中継条約の失効は、石油製品の輸入完全ストップによる輸送網への打撃、火力発電の低下からくる農業、工業への影響、灯油不足による森林伐採などネパールに大きな影響を与えた。しかし、89年12月6日にインドにV・P・シン内閣が成立してから和解の方向に動きだし、今回の外相会談の開催となった。

▶89年6月27日に18歳となったディベンドラ皇太子に対し、ビレンドラ国王が陸軍大佐および王国の全勲位支配者(Grandmaster of All Orders)の位を授与。

▶17年前、ナクサライト運動に加わったとして逮捕された12人の政治犯に恩赦。タバ内相によると、この釈放でネパール治安法による拘禁者はいなくなった。

9日 ▶ビルガンジで政府の汚職防止取り組みに対する抗議デモ。1万人以上が参加。

▶政府、88/89会計年度に麻薬所持などでネパール人440人(うち女性15人)、外国人99人(うち女性9人)の計539人を逮捕、と発表。

10日 ▶ビレンドラ国王夫妻がボカラに到着。今後2カ月間で予定されている西部ネパール開発地区の非公式視察旅行の最初の訪問地。

11日 ▶アジア開発銀行が、電力プロジェクト借款5100万ドルと技術援助78万ドルを供与することで合意。

12日 ▶東部で地震、M4.8。

▶18日に予定されているネパール会議派代表者会議にインドの政治家らがオブザーバーとして出席すると伝えられることについて、ニューデリーのネパール大使館が「国内問題に対する直接的介入である」と強く抗議。

18日 ▶ネパール会議派が代表者会議を開き(～20日)、2月18日から民主化要求の大衆運動開始、全政党で構成する暫定政府の樹立要求、などを決議。全国75地区のうち73地区の代表約3500人が出席し、過去29年で最大の野党勢力の集会となった。当局の介入はなく、インド国会議員団もオブザーバーとして出席。

19日 ▶パンチャヤト政策・評価委員会が、外国から強

制された政治システムは受け入れられず、内政干渉は認められないとする声明を発表。

▶県、町パンチャヤト議長、副議長会議で反政府活動に対する処罰要請の手紙を首相に提出。

20日 ▶陳俊生国務委員ら 中国政府代表团 11人が来訪(～25日)。中国援助で建設されたルンビニ砂糖工場の操業式などに出席。

24日 ▶ヤクブ・カーン・パキスタン大統領が来訪(～25日)。

▶7年計画の最初の3年で工業生産は14.7%増加、とバラット・バハドール・ブラダン蔵相兼工業相が発表。

28日 ▶カトマンドゥでパンチャヤト制支持の5万人集会。国王万歳、内政干渉反対を叫んだ。来訪中のインド国会議員団がネパール会議派の会議に出席したのに抗議したものの。

▶政府、週刊誌『デンジャンタル』(国内のニュース)を「不穏当な記事」を理由に没収。

31日 ▶カトマンドゥ大学で開かれた複数政党政制支持運動の会議に警察が介入し、活動家多数を逮捕。

▶国営ネパール・テレビ近代化スタジオ番組製作センター一定礎式。2年後完成の予定。

2月

1日 ▶アイシュワリア皇后、スコットランドのエジンバラ王立外科大学から名誉卒業生の称号を受ける。

7日 ▶ネパール会議派筋の情報では、6、7両日で全国で200人以上が逮捕され、このなかにはネパール会議派のヨガ・ブラサド・ウパドヤヤ、パス・リサル両副書記長が含まれる。

9日 ▶モック・オーストラリア外相が来訪。計1000万ドルの開発借款(無利子)の供与で合意。

▶駐カトマンドゥ米大使館、ケロシン300万ドル相当、1万2000ドルの供与を発表。89年に着手した「森林資源保護プロジェクト」の一環。計800万ドルの予定。

10日 ▶内務省当局はこの1週間に反政府活動で275人を逮捕、と発表、ネパール会議派および共産党筋は500人以上が逮捕されたと発表。

▶週刊誌『ブナルジャガラン』(再覚醒)と『ジャナジャグリテイ』(人民の知覚)が発行禁止処分。他の6誌が没収。

11日 ▶ネパール・ジャーナリスト協会(分派)が、政府による検閲、新聞・雑誌の没収、ジャーナリストの逮捕に抗議して、新聞・雑誌の自主的発行停止を決議。

12日 ▶ソ連派共産党の指導者ビジュス・バハドール・

マンダン、バダリ・カティワダを逮捕。

▶ポカラのトリバン大学の学生衆が警官隊の襲撃を受け、学生多数が逮捕(内務省発表では100人余、反政府勢力によると、約300人)。

13日 ▶左翼統一戦線議長サバナ・ブラダンを逮捕。

▶人権擁護フォーラムが先週33地区で計677人の左翼および民主化運動活動家が逮捕された、と発表。内務省は、親共産党分子475人を逮捕した、と発表。

14日 ▶ポカラの商店が、12日の学生集会弾圧に抗議してストライキ。

▶トリバン大学が、民主化要求運動に加担したとして、講師1人、助講師2人を解任。

▶ビルグンジで政府支持の学生らが反政府派の学生らを襲撃。

▶カトマンドゥの7紙が自主的発行停止。

▶ネパール会議派スポークスマンが、カトマンドゥでこれまでに2500人が逮捕された、と発表。

▶インドのチャンドラ・シェカールら4人の長老政治家が、ネパール政府に対し全逮捕者の即時釈放を要求。

17日 ▶内務省が、ネパール会議派の最長老ガネシュ・マン・シン、クリシュナ・ブラサド・バタライ総裁、グリジャ・ブラサド・コイララ書記長の3人を自宅監禁にした、と発表。

▶政府、学生約200人を含め活動政治家計539人を逮捕した、と発表し、1300人が逮捕された、とする一部報道を否定。ネパール会議派は、この2週間で逮捕者は2000人以上に及ぶ、と発表。

▶ネパール法律家協会が、政府の民主化運動弾圧に抗議して20日の法廷ボイコット、および25日を「暗黒の日」として喪章をつけて法廷活動をすることなど、抗議行動を呼びかけ。

18日 ▶51年2月の王政復古記念日。ビレンドラ国王が、テレビ、ラジオを通じ「パンチャヤト制度は国民の同意を得ている」とする声明を発表。政府は祝賀行事を展開。これに対し、ネパール会議派とネパール共産党など7党で構成する統一左翼戦線などが、全国的に民主化要求デモを展開。カトマンドゥではトリバン大学に対する未明の襲撃で学生約500人を逮捕。インドラチョークなどで約1万5000人がデモ、警官隊と衝突、警官側は警棒、催涙ガスを使用。ポカラでも約150人を逮捕。

19日 ▶ネパール会議派、統一左翼戦線が、全国に完全なストを呼びかけ。カトマンドゥでは、商店、市場はほぼ閉まり、交通機関は途絶、ポカラでもまひ状態。

▶バクタプールのデモ隊に対する警官隊の発砲で、当局側発表では3人死亡、25人負傷。デモ隊側発表では、5人死亡、29人負傷。

▶ネパール人権組織(HURON)が民主化要求デモに対する政府の実力行使を非難する声明を発表。

20日 ▶当局発表によると、ジャナクプールでデモ隊が警察署を襲撃、警官側の発砲で3人死亡、7人重傷。ジャドクワでも、警察署襲撃のデモ隊に対する警官隊の発砲で3人死亡。

▶ネパール法律家協会が、民主化要求運動に連帯して、全国で約2000人が法廷ボイコットをした、と発表。また、会員の逮捕者は38人におよぶ、という。

▶ニューデリーで「貿易、中断」両条約に関するインド、ネパール次官級会議(～22日)。

22日 ▶ログendra・バハドール・チャンド前首相を含む国家パンチャヤト議員40人(国家パンチャヤト議員のほぼ3分の1に相当)が、複数政党制度を求めるデモに対する政府の対応を非難する声明を発表。

▶アメリカ国務省が、18、19両日の民主化要求デモに対しネパール政府が暴力を使ったことに対し遺憾の意を表明、これに対しネパール政府は、暴力の行使は最大限に規制している、と保証。

▶ニューデリーのインド・ネパール次官級会議「すべての重要な問題について解決に向けて進展であった」とする共同声明を発表して終結。3月のグジュラル・インド外相のネパール訪問も決まった。

24日 ▶ネパール法律家協会と人権擁護フォーラムなどの代表がシュレスタ首相と会見し、トリバン大のドルガ・ブラサド・バンドリ教授など4氏の釈放を要求。

25日 ▶ネパール会議派、統一左翼戦線などが、「ブラック・フラッグ・デー」として、黒い喪章をつけてデモ行進することなど全国規模の大衆行動を呼びかけ、各地でデモ。全国で約700人が逮捕された。政府は、先週からの民主化要求デモは共産党過激派の陰謀だ、と非難。また、政府スポークスマンの発表では、この2週間で警官2人を含む12人が死亡、1094人を釈放した。ネパール会議派の情報では、死者は32人に及ぶ。カトマンドゥでネパール会議派系のハリボル・バタライ元市長、共産党系のP・トラダル国会議員ら約20人が逮捕された。

27日 ▶ネパール大学教員協会所属のカトマンドゥ・トリバン大学など2大学の教員約1000人が民主化要求で集会、全国の大学教員のうちこれまでに24人が逮捕され、3人が政党活動参加を理由に解雇された、という。

▶ネパール会議派など政党グループと学生団体が3月2日のゼネスト実施を呼びかけ。

28日 ▶アジア開発銀行(ADB)から電力プロジェクトに5100万\$の借款供与決まる。

3月

1日 ▶ネパール学生組合、トリブバン大学当局に3月12日の試験延期を要求。学生多数が逮捕されているため。

▶カトマンドゥ市内では学生ら250~750人が散発的にデモ。

▶パングラデシュのダッカで留学生ら約60人が、政府の人権侵害に抗議してネパール大使館にデモ。

2日 ▶ネパール会議派など非合法政党の呼びかけによるゼネスト実施。カトマンドゥを初め南部の多くの都市で交通機関が途絶。商店も扉を閉ざし、経済活動が麻痺。

▶米国 *Time* 誌3月5日号を発売禁止処分。

3日 ▶パキスタンのヤクブカーン外相が来訪。

5日 ▶ケマル・マン・ビシット元内相ら学者、芸術家、ジャーナリスト約40人が声明を発表し、民主化要求運動弾圧の停止を政府に呼びかけ。

▶カトマンドゥの最高裁の法律家ら約500人が、黒のリボンをつけるなどして政府に抗議。

▶政党グループなどが、9日にゼネストを実施し、23日まで政府抗議運動を続けることを呼びかけ。

6日 ▶*Far Eastern Economic Review* 誌3月1日号、8日号を発売禁止処分。

8日 ▶国王任命による国家パンチャヤト議員D・P・アディカリ議員が辞任。

▶ケジャブ・クマール・ブダトキ水資源相を解任。

9日 ▶全国で大規模デモ。活動家ら13人逮捕。

▶インド共産党(左右)が、ネパールの民主化運動を支持して、インド、ネパール国境のラクソール検問所を午前10時から午後4時まで封鎖。

11日 ▶ネパール会議派の青年部活動家、ブラカシュ・コイララ(故B・P・コイララ首相の長男)が、全国の民主化要求運動指導者らに共産党との共闘中止を要請。

14日 ▶民主化要求ゼネスト、ほぼ全国の主要都市で実施。交通機関は停まり、ほとんどの商店、市場が店を閉め、学校も休校になった。カトマンドゥでは、主要街路に警官隊が配備され、警戒体制。バス襲撃事件が数件あったが、鎮圧された。

▶インドの活動家らが、ネパールの運動に連帯して国境のジャナガールでネパール方面に向かう列車を止める。

15日 ▶ジャナクプールで国家パンチャヤト議員がデモ隊に発砲、1人負傷。

▶週刊誌『ベマルジャ』(対論)の編集者兼発行人ケジャブ・ラジ・ピンダリら2人を逮捕。

16日 ▶ボカラでビレンドラ国王が「変化は憲法で定められた方法でのみ可能だ」と演説。

▶知識人、学者、著作者など約200人を釈放。

17日 ▶ビレンドラ国王がボカラを出発し、2週間ぶりにカトマンドゥへ。

▶ビレンドラ国王がパンチャヤト制と憲法の改正を示唆。

19日 ▶チタラン、ボカラ、バクタプールで反政府デモ。

20日 ▶カトマンドゥのトリブバン大学で「現在の状況と我々の責任」と題し知識人集会。警官隊の襲撃で約600人逮捕。

21日 ▶週刊誌『シバ・カドカ』の編集長と『デジャンタル』(知られざる土地)の編集長兼発行人を逮捕。

▶民主化運動の高まりでカトマンドゥの小、中学校の8割が休校。

▶民主化、賃上げ、組合組織化の承認などを要求して、ヘタウダ、ビルカンジなどの工場労働者約5000人がストライキに突入。

22日 ▶ボカラで学生など300人を逮捕。23日の「全国連帯の日」の非合法政党による民主化活動の拡大を予防するねらい。

▶政府関係機関「公務員保険基金公社」の約800人が1時間の時限スト。

▶政府、「民主化運動弾圧に中国製武器が使われている」とする一部報道を否定。

23日 ▶「全国連帯の日」、各地でデモ。全国で約50人逮捕。カトマンドゥの集会は警官の大量配備で失敗。

25日 ▶カトマンドゥのトリブバン大学でデモ、警官隊が出動し催涙ガスを使用、15人逮捕。パドス女子大などでもデモ。

▶ネパール医学協会が、20日のトリブバン大学での知識人大量逮捕に抗議して「28日までに会員の釈放がなければ28日に緊急業務を除き全業務を休止する」と声明。

26日 ▶週刊誌『ネバリ・アワジ』(ネパールの声)のバダム・タクラティ主幹、および『デジャンタル』(見知らぬ土地)のコラムニスト、ジャブプラカシ・アナンダが反政府記事を書いたとして、逮捕された。

27日 ▶カトマンドゥで学生デモ、警官は介入せず。

28日 ▶カトマンドゥ地区の医師400人以上がスト。しかし、サチュイ・クマール・パハディ会長が「会員4人が昨夜解放され、残る14人も近く釈放される」と発表し、2時間で中止。

▶バナスタリ・ビドドラヤ中学、バナスタリ科学専門学校の生徒らが警官隊と衝突。

▶トリブバン大で反政府学生らとマンダル(政府系民間人)が衝突、学生1人が死亡。

▶ネパール学生組合が4月1日にカトマンドゥおよび周辺地域の教育機関のゼネストを呼びかけ。

29日 ▶ラリットプールでデモ隊と警官隊が衝突。

▶カトマンドゥで「灯火を消すデモ」。

30日 ▶パタン市で約1万人が民主化を要求してデモ。市役所放火、警察署襲撃など。これに対し警官隊が発砲し、当局の発表では2人が死亡、警官30人を含む33人が怪我をした。デモ隊側の発表では、死者は3人。

▶ウパダヤ外相が、政府の強硬な民主化運動弾圧政策に抗議して辞表を提出。

▶政府、カトマンドゥの大学の一部を閉鎖し、寮生の48時間以内の退去を指示。

▶学生らカトマンドゥの王宮広場に集結。警官隊が催涙弾で対抗。

▶ラリットプールでデモ隊と警官隊が衝突、2人死亡。市役所が放火されたが、ただちに消火。

31日 ▶カトマンドゥとチベットのラサを結ぶ定期航空路再開が決定。この航空路は87年に開設。89年3月にチベットで反政府暴動が発生し、中断。4月25日以後、中国民航機が土曜日に、またネパール航空機が水曜日に運行する。

4月

1日 ▶ビレンドラ国王、民主化要求運動に対する穩健派閣僚9人を解任。うちウパダヤ外相は3月30日に辞表を提出。後任外相はモスクワ大卒のハリ・バハドール・バスマヤット。その他、マンダル法相、ロハニ住宅相、ビスタ労働・社会福祉相など解任さる。

▶カトマンドゥで全面スト発生、パタンの反政府デモは4日目、バクタプール、キルチプールでも反政府デモ。医師、看護婦ら医療関係者が、逮捕された同僚の釈放を求めて全土でゼネスト。

▶教育省、カトマンドゥ、ラリットプール、バクタプールで全教育機関の無期限封鎖を発表。

▶カトマンドゥでインド・ネパール外務次官会談開始。

2日 ▶カトマンドゥ郊外のラリットプールで5万人以上がデモ、警察の介入はなかった。カトマンドゥ、ラリットプール、バクタプールは商店、交通機関がほぼ全面的に停止。カトマンドゥで午後7時から8時まで灯火を消す抗議デモ。カトマンドゥでこの日夜から3日朝までに警官隊の発砲などで11人が死亡、41人が重軽傷。

3日 ▶カトマンドゥ近郊のキルティプールで約5万人が参加して、警官隊との衝突で死亡した学生らの追悼デモ。カトマンドゥでは警官隊の発砲で6人死亡、市内は商店などが扉を閉じマヒ状態。

▶インド・ネパール外務次官会談、両国間問題解決に向けて努力を続けることを合意し、閉会。

▶カトマンドゥで民主化運動弾圧の経費として2月18日くらい計10億ルピーが主要銀行から政府により引き出され

た、とするビラが撒かれた。

▶政府、過去2日間でデモ隊の5人が死亡、24人が負傷したことを確認。逮捕者は128人という。反政府側によると、2日くらいの死者は12人。この5週間では、政府発表では21人、反政府側によると37人が死亡。

▶ネパール会議派と統一左翼戦線が、民主化運動犠牲者の追悼集会。パシュパティナスの黄金寺院でも、7000人以上がパンチャヤト制の廃止祈願集会。

▶ネパール航空のパイロットらがスト。内外全路線に影響。

5日 ▶閣議でシュレスタ首相が辞任の意向を表明。

▶政府の銀行預金引き出しの情報に抗議して、計715万ドル相当の預金が引き出された。

▶道路、民間航空、林産、保険関係などの政府職員がスト。カトマンドゥ市内は終日混乱。

6日 ▶ビレンドラ国王が「法と秩序を維持できなかった」としてシュレスタ内閣の解任を発表、チャンド元首相に組閣を命じるとともに、憲法見直し委員会の設置を発表。チャンド元首相は、4人で構成される新内閣を組織（「参考資料」参照）。

▶ネパール会議派の長老ガネッシュ・マン・シンが、複数政党制以外は受け入れられないとして、チャンド新首相の対話申し入れを拒否。

▶ほぼ全土でゼネスト。カトマンドゥでは約20万人がデモ、一部は王宮に向かい警官隊と衝突、病院筋によると、イギリス人2人、オランダ人1人を含む10人が死亡。政府発表では死者は6人、負傷者107人、反政府筋の情報では、60~90人死亡、少なくとも250人負傷。デモ隊は報復に車両、住宅などに放火。軍が出動し、外出禁止令が発令された。ポカラ、チトワン、ビルキナガルなどでデモ、プトワルでは少なくとも2人死亡。

▶政府、2月18日以来治安法違反で拘束されていた反政府運動家全員の釈放、人権侵害や民主化要求デモ参加者らの殺害などについての犯罪を捜査する特別調査委員会の設置、および「人権侵害および無実の人々の殺害」に関する報告書を30日以内にとりまとめることを声明。

7日 ▶内務省が早朝、カトマンドゥとラリットプールで午後4時から6時までの間を除く無期限外出禁止令を発令、各地に軍が配置された。しかし、無視され、各地でデモ。後に夕刻2時間の外出禁止解除期間は取り消された。カトマンドゥの消灯デモは5夜目。

8日 ▶チャンド首相がネパール会議派の長老ガネッシュ・マン・シンおよび統一左翼戦線のマナ・モハン・アディカリとそれぞれ病院で接触。シンは、複数政党制を求めて、対話を拒否。

▶カトマンドゥの外出禁止令をバクタプールに拡大。

▶ビレンドラ国王がネパール会議派のバタライ総裁、ヨイラ幹事長、統一左翼戦線のサハナ・プラハン議長、ネパール共産党のラダ・クリシュナ・マイナリ議長の野党幹部4人と会見し、パンチャヤト制廃止に同意。

▶ビレンドラ国王がネパール・テレビを通して特別布告を発表し、パンチャヤト制の廃止と政党活動の禁止解除を声明。これにともない、カトマンドゥ市内に出動していた軍は引き揚げを開始。夜にはいと、灯火を掲げた市民数万人による民主化闘争勝利祝賀デモが続いた。

▶反政府勢力は、国王の発表を受けて、2月以来の民主化要求行動を中止する、と発表。

9日 ▶カトマンドゥなど各地とも急速に正常化。一部で自然発生的な民主化実現祝賀デモが続いた。

▶ワトタイラー米国務省スポークスマンが、ビレンドラ国王の政党活動合法化の決定を歓迎する、と発表。

▶中国政府がネパールの政治的混乱に関心を表明。多くの内政問題だとしながら、隣国として平和と安定を望む、との声明を発表。

10日 ▶極左グループの「統一民族人民運動」がカトマンドゥで4000~5000人を集めて集会。「真の民主主義達成までデモを続けよう」と呼びかけ。

11日 ▶政府、民主化要求運動関連の全逮捕者に対する告発を取り下げ。

▶政府、新聞発行についてのあらゆる規制解除を決定。これまでの一部外国出版物に対する規制も即時解除。

▶ネパール会議派および統一左翼戦線が、ビレンドラ国王がパンチャヤト制の即時廃止、チャンド内閣の即時解任など8条件を認めない限り、暫定政権へは参加しない、と声明。その他の条件は、すべてのパンチャヤト財産の国有化、民主化運動に関係する全政治犯の釈放、民主化運動犠牲者の家族に対する補償と負傷者の救済、弾圧についての調査と責任者の処罰など。

13日 ▶ビレンドラ国王、ネパール会議派の長老ガネシュ・マン・シンと王宮で会見。会議派および統一左翼戦線の8項目要求を15日から実現してゆくことで合意。

▶政府、民主化運動犠牲者に補償を発表。死亡者の家族には1万5000ルピー(約500万円)、負傷者には2000から5000ルピーが支払われることになった。

15日 ▶ネパール会議派および統一左翼戦線が、新政府の構成などについてチャンド首相と公式会談を開始。会談場の王立ネパールアカデミーの建物周辺は約5000人のデモ隊に囲まれた。

16日 ▶昨夜からの会談は約14時間続き、午前3時20分ごろようやく終了。

▶ビレンドラ国王がネパール放送で声明を発表、チャンド首相の辞任と、各レベルのパンチャヤトの即時解散

を発表。チャンド首相には新内閣成立まで日常的行政を担当するよう改めて指示が出された。

▶ビレンドラ国王がガネシュ・マン・シンと会見し、ネパール会議派を中心に連立政権を樹立するよう要請。ネパール会議派と統一左翼戦線の話し合いで、ネパール会議派のクリシュナ・ブラサド・バタライ総裁代行の首班指名が決まった。

17日 ▶ビレンドラ国王、新政府の構成などで、ネパール会議派のバタライおよびガネシュ・マン・シンと会見。

19日 ▶バタライ新政権発足。ネパール会議派から4人、統一左翼戦線から3人、無所属2人、国王任命2人の計11人(「参考資料」参照)。

20日 ▶カトマンドゥ地区の労働者5000人以上が、独立組合結成の自由、賃上げ、住宅補助、保健援助などを要求してスト。

21日 ▶政府、独立労組の結成承認に同意。

23日 ▶カトマンドゥで警官の制服を着た「マンデル」21人と住民らが衝突、現場視察に来た内相と警察庁長官が抗議の住民らに6時間にわたって拘禁された。「マンデル」は、反政府運動弾圧のため警察などパンチャヤト勢力が養成した武装暴力集団。このグループによる襲撃からの防衛のための自警団が各地に組織された。

▶カトマンドゥでデモ隊が警察署を襲撃。警官側も発砲し、少なくとも6人が死亡。政府は午後8時から明朝6時までの外出禁止令を発令し、軍が配置についた。

▶バタライ首相がビレンドラ国王と会見し、反革命分子処罰に向けて軍、警察、王宮の協力が得られないのなら辞職したい、と申し入れ。

24日 ▶軍、警察首脳が新政府へ全面協力を約束。

26日 ▶カトマンドゥの夜間外出禁止令を一日延長。午後8時から午前5時まで。

▶ビレンドラ国王が演説で、国民に新政権への協力を呼びかけ。

27日 ▶政府、全パンチャヤトの即時廃止を発表。廃止されたのは、4022町村パンチャヤト、33都市パンチャヤト、75県パンチャヤトおよび国家パンチャヤト。計約28万人が解雇された。

29日 ▶総理府、内務省、林野庁、地方開発省の次官をそれぞれ解任。

▶午後9時45分ごろ、ポカラ近郊カシの地区事務所およびポカラのパンチャヤト事務所が放火され炎上。内相が消火活動も妨害された、と発表。

30日 ▶昨夜の火災について差別的文書の焼却をねらった地区主任官が関係しているのではないかという疑いから、ポカラの地区主任官官舎前に地区住民らが集結し、真相究明を要求。これに対し警官隊が発砲し、ネパール

会議派によると2人死亡、18人負傷。午後になって軍が出動し、さらにヨグ・プラサド・ウパダヤ内相が現地に急行。放火犯人とみられる3人が住民らに捕まり、軍に引き渡された。

5月

1日 ▶30年ぶりにメーデーの集会在復活。カトマンドゥ・ラトナ公園の集会には約5000人が参加。

▶左翼政党で構成する「統一民族人民運動」(UNPM)代表らがバタライ首相と会見し、10項目の要求を提出。内容は、全政党内閣の開催、憲法草案作成のための議会の選挙、政治家についての告訴の撤回や恩赦など。

3日 ▶ネパール法律協会主催の「新憲法準備会議」でバタライ首相が「新憲法では国王の権力は制限され、18歳以上の選挙権を保証することになる」と発言。

6日 ▶ネパール会議派のコイララ書記長がビレンドラ国王と会見し、三権が国王に属するとされる現憲法の下では、新政権は無効だとして、権力の移譲を要求、コイララ書記長によると、国王は新政権に全面的に協力して権力を移譲することに合意。

7日 ▶全国14県の知事制度廃止を発表。

9日 ▶ジャカ生誕2534年記念式典でバタライ首相が、新憲法では信教の自由が認められよう、と宣言。これまでの現行憲法で、ネパールは世界唯一のヒンドゥー教王国とされている。

▶エベレスト越えをめざした日本人の熱気球が飛行に失敗。

10日 ▶カトマンドゥにある大学の25キャンパスで教官らがストに突入。民主化運動に際して副学長ら幹部職員が警官隊を構内に導入した、として辞任を要求。ただし、国王が学長の地位から退くことは求めないとしている。

▶カトマンドゥ、キリプールの夜間外出禁止令を解除。

▶ビレンドラ国王が「全国スポーツ評議会」(MSC)を解散。

11日 ▶ビレンドラ国王が国営ネパール・テレビを通して、「立憲君主制と複数政党制民主主義」を制度化する憲法改正のため、憲法諮問委員会を設置した、と声明。同委員会は、ウパジャ最高裁判事を座長とする7人で構成し、旧体制派、左翼、民主化勢力の各代表を含む。

▶アイジュワリヤ皇后が「社会サービス全国調整評議会」会長から退任。退任演説で、「この地位を利用して莫大な富を集めた」という非難を涙ながらに否定した。

12日 ▶ネパール会議派が、国王の憲法諮問委員会のメンバーについて、政府と相談のうえ改めて指名するよう国王に要請。統一左翼戦線も国王非難の声明を発表。

▶国王指名の憲法諮問委員会メンバー7人のうち2人

が辞任を発表。

▶トリットプールの夜間外出禁止令を解除。

13日 ▶軍および警官隊が王宮周辺に出動。

15日 ▶国王の任命による憲法諮問委員会のウパジャ議長が辞任。ビレンドラ国王はバタライ首相と会見し、憲法諮問委員会の解散を決定、改めて諮問委員会の構成およびメンバーについて首相に助言を要請。

17日 ▶ビレンドラ国王が政治犯の恩赦を発表。

21日 ▶ビレンドラ国王が立法権を新政権に移譲。

23日 ▶バタライ首相、2月18日から4月13日までの民主化要求運動で生命を失った活動家についての報告書を作成するための司法委員会を設置。

26日 ▶バンディ蔵相、「経済情勢」を報告。ネパールの国内総生産(GDP)は760億^{ルピー}、86年に103億3000万^{ルピー}だった対外債務は、90年4月までで536億5000万^{ルピー}に増加。また、過去15年間にネパールが受け取った外国からの借款および贈与は139億^{ルピー}(約4億8800万^{ドル})に及ぶが、その効果はゼロに近い、と指摘。外国援助依存率は過去17年で40%から73.5%に増加したという。外貨準備は、84億5000万^{ルピー}など。

28日 ▶前政権が差し押さえていた政治活動家らの財産の譲渡規制解除を発表。これにより、約1000人の活動家の動産、不動産が自由に動かせるようになった。

29日 ▶スルヤ・バハドール・タパ元首相、ロケンドラ・バハドール・チャンド前首相が、それぞれ別個に民族民主党(NDP)を設立。チャンド党首によると、立党の目的は、国民的統一、立憲君主制、多数政党制民主主義、人権の確立、バランスのとれた地域開発、社会的弱者の経済的向上など。

30日 ▶ネパール共産党(NCP)政治局中央委が声明を発表。現憲法の即時廃止を要求し、独自の憲法草案を公開し、次の選挙による国会で可決することを要求。

▶ビレンドラ国王が、新しい憲法諮問委員会の委員9人を任命。委員長は前と同じビスワトナ・ウパジャ最高裁判事。

6月

4日 ▶チャンド前首相ら王党派が民族民主党を設立。新政権への支持と監視を表明。

6日 ▶バタライ首相が、ネパール政府は中国に対し購入した武器の引き渡しを無期限延長するよう求めた、と宣言。

8日 ▶バタライ首相がネパール・インド首脳会談に向けてニューデリーに出発。

▶ネパール・ジャナタ・ダル党が設立(党首ハリ・プラサド・ボカレル)。

10日 ▶ネパール・インド首脳会談共同声明を発表。1987年3月に失効した貿易・中継条約を復活し、関係正常化を図ることになった。これによって、インドは国境の物資通過点15カ所のうち閉鎖されていた13カ所を再開することになった。また、ネパールは国内のインド人に対する労働許可制の解除などを決めた。パタライ首相がカトマンドゥに帰任。

12日 ▶キリスト教布教の罪で投獄されていたキリスト教徒62人に恩赦。5月末に国際キリスト教会の代表団5人がカトマンドゥを訪れ、パタライ首相に投獄されているキリスト教徒の釈放を求めている。

13日 ▶ビレンドラ国王が、パンチャヤットに代わる村、町、地区開発評議会からなる新しい地方行政システム案を承認。各開発評議会が税の徴収、福祉事業の推進などあらゆる点で責任を持つ、とされる。村開発評議会は計4000、町、地区開発評議会は35。

14日 ▶インド商品78品目への追加関税を廃止。

21日 ▶新政党「ジャナタ・ダル(社会民主党=SDP)」が設立(党首、ケジャル・ジュング・ラマジャ前教育文化相)。

25日 ▶極左政党「ネパール共産党(燃える松明派)」、ネパール・インド首脳会談の合意の廃棄を要求する声明を発表。「インド人に対する労働許可制の廃止やネパールの河川に対する共通の権利の受け入れは、ネパールの国家主権と利益に反する」としている。

30日 ▶10万人以上の仏僧や仏教徒が「ネパールの非宗教国家化」を要求してカトマンドゥで沈黙のデモ。

▶ネパール、インド石油製品供給に関する協定にカトマンドゥで調印。ネパールは年間25万トンの石油製品輸入の必要があるとしている。

7月

5日 ▶ネパール会議派中央委運営委員会が新憲法についての要望書を提出。軍司令官や最高裁判事の任命は内閣の助言に基づいて国王が行なうべきだ、など。

10日 ▶マルクス・レーニン主義派共産党が、国王は名目上の国家元首とし、行政、立法の権限は削除すべきだ、とする新憲法についての要望を発表。

▶ビレンドラ国王が、現行憲法のうちの42条項の廃棄を発表。これにより、国王は命令発令権を放棄し、非常時の大権と一部の司法権の他は全権限が新政権に譲渡されることになった。

13日 ▶ビレンドラ国王が「法廃止法」を承認。報道規制や結社を規制する法律、反破壊活動法など24法が廃棄された。

▶バンディ蔵相が90/91年度の予算を閣議に提出。総

額は199億ルピー(約6億8150万ドル)。このうち約123億ルピーは開発関連、約75億ルピーは経常支出である。また、政府職員の給与は、不平等是正のためとして上級公務員は9.2%、下級公務員は39%のアップ。石炭の関税は廃止、基本的物資の関税は33から50%削減。予算の52%は国内の歳入で、39%は外国援助で、また、9%は開発債券の売却、銀行ローンなどで充てる予定。

15日 ▶「人権のためのブータン人民フォーラム」のゴパール・ジミレ副会長がパタライ首相と会見し、ブータンにおけるネパール人の人権擁護への協力を要請。ジミレ副会長によると、ブータンでは憲法も司法の独立もなく、学校や政府内ではネパール語やネパールの民族衣装をまとうことなどが禁止されている、という。

16日 ▶ビレンドラ国王が、国王の裁判介入権を放棄。王宮の特別嘆願部を廃止し、裁判所判決見直しの権利を放棄した。

22日 ▶インド・ベンガル州の州首相ジョティ・バスのインド共産党代表団を率いてカトマンドゥを訪れ、ビレンドラ国王およびパタライ首相と会見。

24日 ▶91年の総選挙監督のため、シャム・K・パタライ元国家パンチャヤット次官とダルババル・シン・タパ元法務次官の二人を国王が選挙管理委員会委員に任命。

25日 ▶ネパール放送が、25年前に廃止されたヒンディ語、ネワール語による放送を再開する、と発表。

27日 ▶マルクス・レーニン主義派共産党、国王によるパンチャヤット制時代の官吏登用は間違いだ、と非難。

30日 ▶司法省が、死刑の廃止、新聞や結社の自由の承認などを発表。

31日 ▶ネパール人権擁護フォーラムが、ブータン政府のネパール人に対する処遇は人権侵犯である、と抗議。

8月

1日 ▶保健省発表によると、過去5週間にコレラ、腸炎などで全国で355人が死亡。

2日 ▶政府、イラクのクウェート侵攻に抗議し、イラク政府にクウェートからの即時撤退を要求。

▶シュレスタ選挙管理委員長が、91年4月に予定されている総選挙の有権者数は約1050万人になる、と発表。21歳以上の有権者96万394人に今回選挙権を獲得する18~20歳の人数を加えたもの。

3日 ▶統一左翼戦線が、国王が選挙管理委員会委員にパンチャヤット制時代の官吏らを任命したことなどについて、国王は民主化運動で失った権力の奪回を図っている、とする声明を発表。

▶マヘシュ・ラル・ブラダン商工会議所会頭が、社会不安のため生産活動が危機にひんし、政府が早急に適切

な処置を講じなければ、閉鎖される工場が増え、政府も危機に陥ろう、と警告。それによると、民主化後の労働運動自由化で繊維関係55工場がすでに閉鎖、またこの1週間で100を超す食品加工工場が閉鎖された、という。また、政府が季節労働者の最低賃金を50%以上引き上げたため、生産業に影響を与えている、と政府を非難。

4日 ▶ネパール・サドババナ党のナラヤン・シン党首がニューデリーで、テライ高原の住民約800万人のうち約100万人はまだネパール市民権を与えられていない。新憲法について不安を抱いている、とインド系のテライ住民の不安を代弁。

5日 ▶グジュラル・インド外相が来訪、ただちにバタライ首相兼外相と会見。インドは、第三国の外国人らのネパールからインドへの通過点として3地点を新たに開放すること、3本の鉄道をインドの援助で建設することなどで合意。これらの鉄道路線は、北インドのラクソール―カトマンドゥ線(200km)、ダンケバル―バネパ線(170km)、ゴラクプル―ナウタンワ線(80km)の3本。また、グジュラル外相は、民主化運動中に弾圧の犠牲になった人々の救援資金として100万のの小切手を手交。グジュラル外相はネパール商工会議所で演説し、包括的援助計画を発表。ネパールのウパダヤ内相が、ネパール政府は外国投資を受け入れるため開放政策をとる計画だ、と発表。

7日 ▶グジュラル・インド外相が記者会見で、インドは中国がネパールへの武器売却を放棄したと理解している、と発言。

13日 ▶計2万4000人以上の女性がカトマンドゥとバクタブルでデモ。急激な物価上昇と政府のサービス低下に抗議。食塩、食用油、砂糖などの基本的物資の値下げを政府に要求。また、革新的女性協会の組織したバクタブルのデモでは、非衛生的な給水事情に抗議。非衛生的な水のために、この2カ月にネパール全土で370人以上が死亡した、とされる。

14日 ▶日本が水力発電プロジェクト支援のため27億円の借款供与に同意。

23日 ▶カトマンドゥで行なわれた「婦人の祭典」で、パシュパティ寺院に参詣したアイシュワリア皇后の乗用車に群衆が投石。男性21人を逮捕。

25日 ▶ソ連のアエロフロート機、モスクワ・カトマンドゥ直行便の第一便がカトマンドゥに到着。ネパール航空側も92年から、同航路に就航の予定。

26日 ▶ブータン人、ネパール人約300人が、ブータンの国王親政に抗議してカトマンドゥでデモ。

27日 ▶外務省がネパール航空機をチャーター、ヨルダンのアンマンからネパール人難民約130人をカトマ

ンドに空輸。クウェートで働いていたネパール人は公式には248人、非公式には約800人と推定されている。また、その他の湾岸諸国には約2800人が働いている、と推定。

28日 ▶カトマンドゥ南方約190kmのプトワル地区で豪雨。民間団体の報告では71人が死亡、政府は死者31人を確認。

31日 ▶ネパール共産党がカトマンドゥで1万人以上を集めて反政府、反インド・デモ。

9月

2日 ▶憲法諮問委員会のウパダヤ議長が、新憲法草案は完成した、と声明。

▶今会計年度中に12万5000tの石炭を輸入することでインドと鉱物資源・金属貿易公社とが合意。

6日 ▶ウパダヤ憲法諮問委員会議長が、新憲法草案提出の日取りについて、国王および内閣に手紙で問い合わせ。憲法諮問委員会は6日夜で任期を終了する。

10日 ▶憲法諮問委員会のウパダヤ議長が王宮で新憲法草案をビレンドラ国王に提出。式典には、バタライ首相と閣僚、憲法諮問委員会のメンバーらが出席。国王は受け取るとすぐ、検討のためバタライ首相に手渡した。この新憲法草案においては、国王は内閣の助言で行動する「名目上の国家元首」とされる。

12日 ▶政府チャーターのネパール機が、クウェートから脱出してきたネパール人86人を、ヨルダンの首都アンマンから救出。

15日 ▶左翼グループの「労働者・農民組織(ロヒト・グループ)」のメンバー55人が、ネパール会議派に加入。

17日 ▶約1万人が新憲法早期発布を要求してカトマンドゥでデモ。共産党など左翼グループが組織。

19日 ▶政府に参加している、マルクス・レーニン主義派共産党中央委員会で、国王は変更や遅滞なく新憲法を発布すべきだ、と決議。政府内の左翼グループの間で、ネパール会議派は王宮の一派と組んで新憲法の発布を意図的に遅らせている、とする非難がかたまっているといわれる。また、新憲法草案で外国人による資源の開発や探索の許可は、下院で3分の2の多数決を必要とする、と規定されている点について、インド・ロビーの間の非難が高まっている模様。

22日 ▶ソ連派共産党の約5000人が、新憲法の早期発布と物価抑制を要求してカトマンドゥでデモ。

23日 ▶ネパール中国友好協会の会合でバタライ首相が「中国との友好は太平洋よりも深く、エベレストよりも高い」と述べ、中国との友好関係を強調。

24日 ▶内閣は新憲法草案の基本条項に関し合意し、ビレンドラ国王に近日中に新憲法を発布するよう要請する

ことになった、と声明を発表。

25日 ▶ネパール会議派が声明を発表し、人民とビレンドラ国王との関係を損なおうとする勢力がある、と警戒を呼びかけ。一部の王族や旧パンチャヤト勢力に対する警告と見られる。

29日 ▶ビレンドラ国王がヒンドゥー教の祭典に際してメッセージを発表し、10月17日までに新憲法を發布する、と約束。

10月

2日 ▶内務省、先月29日ジュラム地区で13人の兵士による発砲事件があり、少なくとも村人2人が死亡、13人が負傷した、と発表。地元情報では、ヒンドゥー教の祭り「ドルガ・プージャ」で酒に酔った兵士らが村の女性にいたずらをしようとしたのが、騒ぎの原因。

11日 ▶内閣の新憲法小委員会が72時間の討論の末、新憲法草案に合意。同会は、国王の任命によるラヤマジ教育相、統一左翼戦線のアチャルヤ法相、ネパール会議派のウパダヤ内務相の3人で構成。内閣もまた、この草案に満場一致で合意し、パタライ首相がビレンドラ国王に提出。この草案では基本4項目として、立憲君主制、主権在民、基本的人権、2院制による複数政党制が挙げられている。また、下院の定員は250人としている。

13日 ▶供給省、湾岸危機による石油価格高騰のため、ガソリン5.3%、ディーゼル油11.11%、灯油41.7%、航空燃料油11%以上などを14日から値上げすると発表。これにより、遠距離バス、ミニバス料金は10%値上げ。

14日 ▶10日からカトマンドゥ訪問中のドイツ議会代表団のベルナット団長が、統一ドイツは旧西ドイツと同様に、発展途上国に対する援助を続ける、と発表。

15日 ▶王宮新聞係秘書官が、新憲法草案についてビレンドラ国王とパタライ首相の間で話し合いが難行し、発布が10月20日以降にずれ込もう、と発表。

▶エベレストビューホテルが10年ぶりに再開。同ホテルは、世界最高所にあるホテルとしてエベレストのふもとに1971年に日本人実業家の努力で建設されたが、交通手段の不備から閉鎖されていた。ロイヤルネパール航空が、航空路再開を約束したのも。

21日 ▶ネパール会議派のコイララ書記長が声明を発表し、ビレンドラ国王に対し、新憲法の早期発布を要求。

▶王宮が、新憲法草案の一部改正案を政府に呈示し、承認を要求。

22日 ▶政府筋によると、パタライ首相が、今の新憲法草案をめぐる騒ぎが早期に解決されなければ辞任したい、と表明。これは、王宮側から逆提案された新憲法の一部改正案に抗議するもの。王宮側の改正案では、国王に対

する内閣に代わる助言機関として「国家評議会運営委員会」を組織し、国王が「主権と非常大権を持つ」とされる、という。政府スポークスマンによると、パタライ首相は国王と会見し、王宮からの憲法草案改正要求は受け入れられない、と表明。

23日 ▶政府筋によると、政府は新憲法草案の基本的条項は維持しつつも、王宮側の改正案を一部受け入れることで合意。パタライ首相が国王と会い、国王の任命した者を議長とする「国家評議会運営委員会」設立に同意したことを伝えた。構成は、国王の任命する8人と首相、外相、国防相、最高裁長官、陸軍参謀長を含むその他7人の計15人。パタライ首相によると、この運営委員会は内閣と並立するものではなく、したがって新憲法の民主主義的性格を損なうものではない、という。

▶学生や左翼団体1万人以上が、主権在民を認める憲法を要求してカトマンドゥをデモ。

▶パリで第9回ネパール援助国会議開催。パンデイ蔵相が出席し、90年度、91年度分として、年間3億5400万ドルの援助を要請。会議では計10億ドルの援助が決定。「予算に計上された以上の援助を受け取るようになった」(パンデイ蔵相)。

24日 ▶ネパール法律家協会などの法律家が「王室の陰謀」に抗議してカトマンドゥ市内デモ。

▶新憲法草案について、ネパール会議派長老のガネシュ・マン・シン、コイララ書記長、それにパタライ首相が約2時間半にわたり国王と会談。

25日 ▶王宮新聞係秘書官が、新憲法発布は11月9日になろう、と発表。

▶ビレンドラ国王が、マルクス・レーニン主義派ネパール共産党代表と会見。

▶バネバ、ボカラ、バクタプール、カトマンドゥなどで、王宮側の憲法草案改正案に抗議するデモ。カトマンドゥでは警官隊が出動。

26日 ▶国境貿易についてチベット(中国)とネパール代表がタトパニで会談。

27日 ▶内務省が、最近の民主化要求運動の犠牲者暫定リストを発表。

▶チベット観光局のダウ・ゲンワ局長がカトマンドゥに来訪。

30日 ▶供給省が灯油消費自粛を呼びかける声明を発表。湾岸危機に加えて、インド・ビハール州、アンドラプラデシュ州のヒンドゥー教とイスラム教をめぐる騒ぎで灯油の供給が極端に減ったのが原因。一方、ネパール材木協会によると、この冬、カトマンドゥに供給される燃料用木材はなくなろう、とのこと。

▶日本政府が肥料関係事業に5億円を贈与。

11月

5日 ▶内閣、新憲法草案を国王に提出。

6日 ▶モンゴル民族組織がデモ・集会。ヒンドゥー教の国教化と新憲法に反対し、「ネパールにモンゴル人国家を建設する」と主張。

7日 ▶統一左翼戦線が計画していたゼネストを取り消し。しかし、一部グループが強行し、カトマンドゥの商店、学校、大学などは事実上閉鎖。

9日 ▶新憲法発布。「ネパールは複数民族、複数言語、民主主義、独立、不可分にして主権ヒンドゥ立憲王国である」「国王はネパールのナショナリズムと人民統合の象徴である」「平等、言論、表現、平和的集会の自由、結社の自由、移動の自由、職業選択の自由を保障する。死刑を廃止する」などの内容。

11日 ▶灯油の配給制を開始。

16日 ▶カトマンドゥの中央刑務所の一部囚人が待遇改善を要求してゼネストに突入。

17日 ▶カトマンドゥで開かれたネパール会議派の会合でバタライ首相が「来るべき総選挙には、他党と連合を組まず単独で臨み、3分の2の多数を獲得する」と演説。

▶ネパール・チベット経済貿易関係第4回合同会議が開催され、輸送、観光、工業の各分野でとくに協力をすすめることで一致。

▶ピラットナガールで、ブータンの民主化運動支援のため、ブータン人民援助フォーラムを結成。20日に行われた記者会見でブータン人民党のプダトキ総裁が、ブータンでは民主化運動弾圧で513人が殺され、遺体は194体しかみつかっていない。200人以上負傷し、4115人が逮捕された、と発表。

21日 ▶南アジア地域協力機構(SAARC)第5回首脳会議がモルディブで開催。バタライ首相出席。同相は、後にブータンのワンチュク国王とバングラデシュのエルシャド大統領に民主的憲法の発布と、複数政党制の導入をアドバイスした、と発表。

30日 ▶ネパール会議派中央執行委員会がカトマンドゥで開かれ、新憲法に関する声明を発表。「地方でネパール会議派と左翼戦線の間に衝突がある」と連立与党内の軋轢の現実を認める内容となった。

12月

7日 ▶第4回大会派共産党、プロレタリア労働者組織、マッシャル派共産党でネパール共産党を結成。「新人民運動」に向けてカトマンドゥで集会を開催。

9日 ▶未納税金徴収委員会が発足。「コンサルタント料、顧問料、訓練、医療、会計、研究などで収入を得ながら

届けていないものについての徴税を図るのが狙い。

10日 ▶統一左翼戦線を構成する7党のうち、アマチャ派ネパール共産党、ネパール労働者農民組織、第4回大会派共産党、ヴァルマ派共産党の4党が共同声明を発表し、統一左翼戦線から脱退。

▶貿易推進センターが中国貿易についてのデータを発表。88年度の輸出は9260万^米、輸入は9億4098万^米。

▶カトマンドゥで日本海外青年協力隊が20周年記念パーティを開催。1970年以来485人ネパールで活動。

11日 ▶カトマンドゥで全民主党連合結成のための委員会が発足。委員会はマトリカP・コイララ元首相。

13日 ▶ピオン約2万7000人を含む公務員約10万700人が、賃上げなどを要求して抗議運動を開始。この日1時間ストを行い、毎日1時間ずつストライキ時間を増やし、さらにカトマンドゥから全国に拡大。政府は14日、「無責任かつ意欲の欠如」とする声明を発表。

▶民族民主党(タバ派)がバネパで開いた集会が何者かに襲撃され、タバ前首相ら9人が負傷。

16日 ▶ネパール水供給公社が水道料金を値上げ。

17日 ▶ネパール会議派によると、グルミ地区デガム村で会議派とネパール学生連合のメンバーらが、マルクス・レーニン主義派共産党の活動家に襲われ、12人が負傷。一方、野党側の人民文化フォーラムによると、翌18日の会議中に、ナイフや棒などで武装したネパール会議派の活動家約200人に襲われ、数人が負傷。

19日 ▶パドログル刑務所の囚人らが政府代表との話し合いを要求、政府がこれを拒否したため翌20日朝から刑務所の門を内側から閉鎖。

▶政府がストライキ中のネパール公務員組織と話し合いを開始。

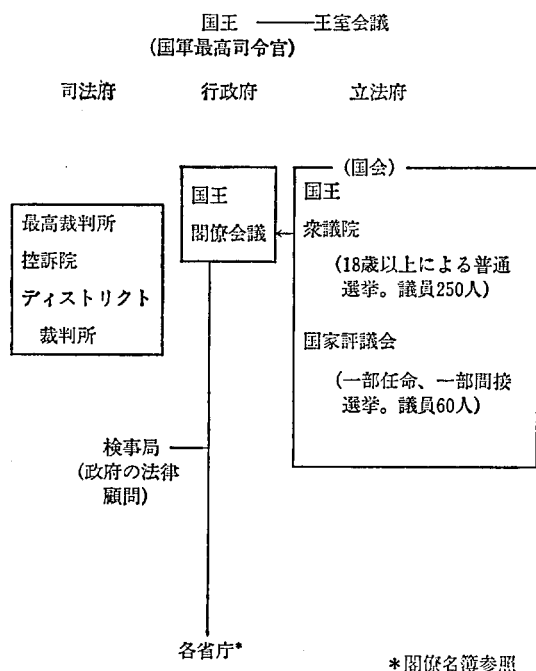
21日 ▶ネパール公務員組織と政府との合意が成立。前者はストライキを中止。合意内容は、政府は公務員の手当て増額を認める、公務員組織代表を含む高位の委員会を設置し、公務員組織の要求について検討する、など。

25日 ▶3人からなる選挙管理委員会が発足。同委員会では来るべき総選挙に候補者を立てる予定のある政党ないし政治組織は30日以内に届け出るよう布告。

26日 ▶毛沢東生誕97周年を祝って、カトマンドゥでデモおよび集会。

31日 ▶民主化運動に伴う生命、財産被害に関する政府調査委員会が報告書を提出。主な内容は、2月12日から17日までボカラの民主化運動で約95人が負傷、2月18日から4月13日までの民主化運動中では、全国で45人が殺され、約2300人が負傷した、など。

1 ネパール国家機構図(1990年末現在)



*閣僚名簿参照

2 ネパール政府閣僚名簿

1990年4月1日成立, 同5日総辞職

首相(国防, 王室兼務)	Marich M. S. Shrestha
外相(水資源兼務)	Hari Bahadur Basnyett
蔵相	Bharat Bahadur Pradhan
教育・文化相	Parash N. Chaudhary
労働・福祉相	Sushila Thapa
農業相	Krishna Ch. Shrestha
工業相	Ramesh Nath Pandey
建設・運輸相	Gunjeswari P. Singh
体育・開発相	Fatya Singh Thapa
パンチャヤト・地方開発相	Prakash Bahadur Singh
観光相	Mohammed Moshin

1990年4月6日成立, 同16日総辞職

首相(国防, 王室, 一般行政, 住宅計画兼任)	Chand
外相(大蔵, 水資源, 通信兼務)	Pashupati Ran
内相(法務, 工業, 商業, 供給, パンチャヤト問題等)	Nain Bahadur Swanr

教育相(農業, 労働, 保健, 土地改革, 文化等兼務)
Achut Raj Regmi

1990年4月19日成立, 同年末現在

首相(国防, 王室兼務)	Krishna P. Bhattarai ¹⁾
商工相	Shahana Prathan ²⁾
水資源・灌漑, 一般行政相	Mahendra N. Nidhi ¹⁾
住宅建設・開発相	Achut Raj Regmi ²⁾⁴⁾
内務・通信相	Yog P. Upadhyaya ¹⁾
蔵相	Devendra Raj Pandey ³⁾
保健相	Mathura P. Shrestha ³⁾
運輸・公共事業・供給相	Marshal Julum Shakya ¹⁾
観光・労働・社会福祉・司法相	Nilambar Acharya ²⁾
森林・土壌保全・食糧・農業・土地改革相	Jhala Nath Khanal ²⁾
教育・文化・スポーツ相	Keshar Jung Rayamajhi ¹⁾⁴⁾
国軍参謀総長(総司令官)	Sachit Shumshere J. B. Rana
警察庁長官	Ratna Shamshere J. B. R.
最高裁判所長官	Dhanendra B. Singh

(注) 1) Nepali Congress 4人, 2) United Left Front 3人, 3) 人権運動家 2人, 4) 国王任命 2人。

3 ネパール王国憲法 2047年(1990年)

前文

独立宗主国ネパールの主権の源は、国民にあり、したがって、余は、国家行政を行なうにあたり国民の意志に従うものであることをかねがね表明してきた。

憲法を改革せんとする最近の運動を通して示めされたネパール国民の希望に沿い、余は将来長期にわたって社会、政治・経済上の正義を国民のために確保するという目的に燃えている。

本憲法は、可能なかぎり多くのネパール国民が参加して制定・施行されるものであり、また全国民に基本的人権を保障するものである。また、自由・平等を基礎にした友愛心・団結心を国民の間に促進することにより、成人参政権、議会制度、立憲君主制、複数政党制を確立しようとするものである。さらにまた、法の支配を現実のものとするため独立した有能な司法制度を打ちたてるものである。

かくして、国民は、本憲法施行後、国家の主権・諸権限が、本憲法の規定に従い行使されるものであることを

希望している。私, King Birendra Bir Bikram Shah Deva は, 余が行使すべき国家主権により, 閣僚会議の助言と同意に従いこのネパール王国憲法をここに制定・公布する。

第1部 序文

第1条 基本法としての憲法

- (1) 本憲法はネパールの基本的法であり, これに合致しないすべての法は, その限りにおいて無効とする。
- (2) 本憲法の諸規定を守るとはすべての国民の義務である。

第2条 国民

ネパール国民は, 宗教・人種・カースト・種族のいずれを問わず, 国民の独立と統一に対する共通の願望と信念により団結し, 一致してこの国を構成する。

第3条 主権

ネパールの主権はネパール国民にあり, 本憲法の諸規定に従い行使されるものとする。

第4条 王国

- (1) ネパールは, 多民族, 多言語, 民主, 独立, 不可分の, 主権を有するヒンドゥー立憲君主国である。
- (2) ネパールの領土は次よりなる。

(a)本憲法発効時において領有する土地, (b)本憲法発効時以降に獲得した土地。

第5条 国旗(省略)

第6条 国語

- (1) ネパールの国語はデワナガリ字体によるネパリーとし, ネパリー語を公用語とする。
- (2) ネパール各地で母語として使用されるすべての言語はこの国の言語である。

第7条 国歌等(省略)

第2部 市民権

第8条 憲法発効時における市民権

ネパールに永住する下記の者はネパール国民とみなされる。

- (a)1962年憲法第7条, もしくは1964年ネパール市民権法第3項のいずれかの規定に基づきネパール国民であるもの, (b)1964年市民権法第6項の規定に従い帰化したネパール国民。

第9条 市民権の取得と停止

(1)~(3) (省略)

- (4) 本憲法発効後, 外国人による市民権取得を規定することができる。この場合下記の諸条件を充たすことを原則とする。

(a)ネパールの国語を読み書きできること, (b)ネパ

ールで職業に従事していること, (c)旧来の市民権を放棄していること, (d)少なくとも15年間ネパールに居住していること。

(5)~(7) (省略)

第10条 名誉市民権の付与(省略)

第3部 基本的権利

第11条 平等

- (1) 全ての国民は法の前に平等である。何人も法の平等な保護を否定されない。
- (2) 何人への法の適用においても, 宗教, 人種, 性, カースト, 種族, イデオロギーなどを理由に差別をしない。
- (3) 国家は, 宗教, 人種, 性, カースト, 種族, イデオロギーなどの理由で何人をも差別しない。
ただし, 婦女子, 老人, 心身不遇者, もしくは経済的・社会的・教育的に遅れたカーストに属する人々の利益を保護・促進するため, 法により規定を定めることができる。

第12条 自由

- (1) 何人も, 法によらざれば, 人間としての自由を奪われない。またいかなる法も死刑を定めない。
- (2) 全ての国民は, 以下の自由を享受する。
(a)思想と表現の自由, (b)平和的非武装の集会の自由, (c)結社の自由, (d)国内における移動・居住の自由, (e)職業, 商工業実施の自由。

(i) 上記(a)は, ネパール王国の主権・統一を破壊し, もしくは諸カースト・コミュニティ間に存在する調和を乱す行為, もしくは扇動, 名誉毀損, 法廷侮辱, 犯罪教唆, 公序・道徳に反する行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(ii) 上記(b)は, ネパール王国の主権・統一を破壊し, もしくは国内の法・秩序に混乱を及ぼす行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(iii) 上記(c)は, ネパール王国の主権・統一を破壊し, もしくは諸カースト, コミュニティ間に存在する調和を乱す行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(iv) 上記(d)は, 公序に資する法, もしくはカースト, コミュニティ間に存在する調和を乱す行為に制限を加えるための法, の制定を妨げるものとはみなさない。

(v) 上記(e)は, 公序・道徳に反する行為に制限を加え, もしくは国家に特定の産業, ビジネス, サービスを接収する独占権をあたえ, もしくは産業, ビジネス, 職業実施に条件, 資格をかすための法の制定を妨げるものとは

みなさない。

第13条 報道・出版の自由

(1) いかなるニュース、論文、読み物も検閲に付さない。ただしこれは、ネパール王国の主権・統一を破壊し、もしくは諸カースト・コミュニティ間に存在する調和を乱す行為、もしくは扇動、名誉毀損、法廷侮辱、犯罪教唆、公序・道徳に反する行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(2), (3) (省略)

第14条 刑法に関する権利(省略)

第15条 予防拘禁

(1) 何人も、ネパール王国の主権、平静、不可分性、公共の平和・秩序を脅かしたという十分な証拠なしには予防拘禁に付されない。

(2) 不法な拘禁を課されているものは、法に定める補償を受ける権利を有する。

第16条 情報

何人も、公的重要事項に関する情報を要求し、受け取る権利を有する。本条の規定にもかかわらず、何人も守秘性を法により保護された事項に関する情報の提供を強制されない。

第17条 財産

(1) 現行法の規定に基づき、全国民は、自己の財産を取得、享受、処理する権利を有する。

(2) 国家は、公的目的にあらざれば、特定個人の財産を徴用、押収せず、またいかなる抵当権をも設定しないものとする。

(3) 国家が公共の目的のために徴用・押収し、もしくは抵当権を設定した財産に対する補償、および補償の手続きは、法により定める。

第18条 文化・教育(省略)

第19条 宗教

(1) 何人も子々孫々伝えられてきた自らの宗教を、伝統的行事を守りつつ信仰する自由をもつ。ただし何人も他人を別の宗教に改宗させることは認められない。

(2) (省略)

第20条 搾取(省略)

第21条 国外追放(省略)

第22条 プライバシー(省略)

人格、特定人に帰属する住宅、不動産、文書、通信書簡、情報は、法で定める場合を除き、不可侵とする。

第23条 憲法による権利保証

本部により認められた諸権利の実施を求める第88条にもとづく訴訟の権利は、保証される。

第4部 国家の基本原則と基本政策

第24条 基本原則と政策の適用

(1) この第4部に盛られた基本原則と政策はいかなる法廷においても強制されないものとする。

(2) この第4部に盛られた基本原則と政策は国家の活動・運営に基本的なものであり、国家に存する資源・手段を考慮しつつ、段階的に実施されるものとする。

第25条 国家の基本原則

(1) 社会福祉(省略)

(2) 国家の経済目標は、国家経済を独立・自立のシステムに変革することである。その手段は、国家の得られる資源・手段を社会の限定された部分にのみ集中させず、経済利得を社会正義を基礎に平等に分配し、階級や個人の経済的搾取を妨げる手立てをほどこし、個人・公営事業を優先的に待遇・奨励することである。

(3) 社会目標(省略)

(4) 民主主義の成果の享受(省略)

(5) 国際関係(省略)

第26条 国家政策

(1)~(6) (省略)

第5部 国王陛下

第27条 国王陛下

(1) 本憲法において、陛下とは、Prithvi Narayan Shah 大王の子孫であり、アリア文化・ヒンドゥー教に従うところの現在治世中の国王陛下を意味する。

(2) 陛下はネパール国民の象徴であり、ネパール国民の統一体である。

(3) 陛下は、ネパール国民の利益と進歩に留意しつつ本憲法を育成・守護する。

第28条 王位継承規定

(1) 本憲法のいかなる規定も、陛下の子孫による王位継承順位に関する習慣・慣行・伝統には関わないものとする。

(2) 陛下は、陛下の子孫による継承の法を策定、改正、破棄する独占的権利を有する。

第29条 王室の経費と特権(省略)

第30条 国王陛下の所得・財産の課税免除(省略)

第31条 法訴追の停止

陛下の行動はいかなる法廷においても不問に付される。ただし本条の規定は、陛下の政府・その雇人に対する法的訴追の権利を妨げるものではない。

第32条 王の代理人・代理人会議、摂政・摂政会議

(省略)

第33条 王旗・王歌(省略)

第6部 Raj Parishad (王室会議)

第34条 Raj Parishad (省略)

第7部 行政府

第35条 行政権

- (1) ネパール王国の行政権は本憲法および他の諸法に基づき陛下と閣僚会議にある。
- (2) 本憲法に基づく陛下の権限は、閣僚会議により、またその助言と同意を得て行使される。この助言と同意は首相を通して行なわれる。ただし、陛下により、もしくは陛下の裁量により、もしくはいずれかの機関・個人の勧告に基づくものを除く。
- (3) 本憲法に従い、一般的政策方向を出し、ネパール王国の行政を管理する責任は、閣僚会議にある。
- (4) 陛下の名において事をなす場合を除き、全ての事業は閣僚会議の名において行なわれる。
- (5) 陛下の名においてだされる決定、命令、実施令は、陛下が自己の裁量において定めた諸規則に従い権威を認められる。その他、上項(4)に従い閣僚会議の名において出されるすべての決定、命令、実施令は、陛下により下された諸規則のとおりに権威を認められる。
- (6) 陛下が本憲法に従いいずれかの公職者・公的機関と行なう協議、あるいはいずれかの公職者・公的機関が陛下に対して奏した提言・助言、についてはいかなる法廷でも疑問を付さないものとする。

第36条 閣僚会議の基本法

- (1) 陛下は、衆議院で多数を制する政党の指導者を首相に任命する。
- (2) 閣僚会議は首相、副首相、その他必要とされる閣僚によって構成される。
- (3) 陛下は、首相の推挙に基づき、副首相および必要とされる閣僚を、国会議員の中から任命する。
- (4) 首相、その他の閣僚は衆議院に対して集団的に責任を追うものとする。閣僚は、自己のそれぞれの業務について個別に首相と衆議院に対して責任を追うものとする。
- (5) 首相は次の場合、その任を解かれる。
 - (a)陛下に対して自筆の辞表を提出し、受理された場合、
 - (b)本憲法第59条の規定に基づき衆議院が多数で可決した不信任決議に従い、陛下がその任を解くとき、
 - (c)首相が、衆議院議員でなくなった場合、
 - (d)首相が、死去した場合。
- (6) 副首相とその他の閣僚は、次の場合その任を解かれる。(a)~(d)(省略)
- (7) 上項(5)に従い、首相がその任を解かれた場合、閣

僚会議は新しい閣僚会議が成立するまでその機能を継続する。首相が死去した場合、新しい首相が任命されるまでの間、陛下は副首相もしくは最上位の閣僚をその代行者に指名する。

第37条 国務大臣・副大臣(省略)

第38条 非国会議員の閣僚への任命(省略)

第39条 報酬・その他の特権(省略)

第40条 誓言(省略)

第41条 政府行政(省略)

第42条 閣僚会議に関する特別規定

- (1) 衆議院における議決に大きな票差が見られない場合、陛下は衆議院における他党の協力を得て多数を制することのできるものを首相に任命できる。
- (2) 上項(1)に従っても、衆議院の多数を制するものがない場合は、衆議院で最多議席を有する政党の国会指導者を首相に任命することができる。
- (3) 上項(1)に従い任命された首相は30日以内に衆議院の信任投票を受けねばならない。
- (4) 上項(2)の規定に従い任命された首相が信任を得られない場合、陛下は衆議院を解散し、6カ月以内の選挙実施を布告する。

第43条 国王陛下への情報提供と国王陛下による勧告(省略)

第8部 立法府

第44条 立法府の構成

立法府は国王陛下、および衆議院と国家評議会からなる国会により構成される。

第45条 衆議院の構成

- (1) 衆議院は、250人で構成される。
- (2) 衆議院選挙については、行政区 (administrative district)を選挙区域とし、各選挙区域への議席配分数は、選挙前に実施されるセンサスに基づく当該区域の人口にしたがって決定される。配分される議席数は、選挙区域の人口に基づくものとするが、その配分率は全選挙区域に共通とする。各選挙区の議席は1議席とする。1選挙区域には、人口にかかわらず最低1選挙区をおく。
- (3) 衆議院の任期は本憲法の規定に従い、未了解除の場合を除き、5年とする。ただし、非常事態時には、法により最大1年延期することができる。
- (4) 衆議院の任期は、上項(3)に従い延期された場合でも、非常事態が撤回された日から6カ月後には自動的に停止される。
- (5) 本憲法の規定に基づく衆議院議員の選出は、法の規定に従い、1人1票によって行なう。

(6) 18歳に達したネパール国民は、いずれかの選挙区で1票を投ずる資格を有する。

(7) 衆議院選挙に投票権を有する者は、第47条および他の現行法の規定に基づき、いずれかの選挙区で立候補することができる。

(8) 衆議院の任期中、空席が生じた場合は補欠選挙を行なう。

(9) 本条の規定に基づく衆議院選挙、およびこれに伴う諸事項は、法の定めるところにより実施される。

第46条 国家評議会の構成、国家評議会議員の任期

(1) 国家評議会は次のとおり60人とする。

(a)国家事業に著しく貢献したもののうち、陛下が任命する10人、(b)単式移譲投票の制度による比例代表制に従い衆議院が選出する35人。うち少なくとも3人は女性とする、(c)一開発地域3名の率による15人。その選出の部落・町レベル地方委員会の委員長・副委員長、およびディストリクト・レベル地方委員会の委員長、副委員長、委員で構成される選挙団が単式移譲投票に従い行なう。ただし地方委員会による選出が実施されるまでは、当該開発地域を代表する衆議院議員が選挙団を構成する。

(2) 国家評議会は、解散がなく、2年ごとに3分の1を交替させる。

(3) 国家評議会議員の任期は6年とする。ただし本憲法発効後の最初の議員の交替は各2年ごとに籤引きで行なう。

(4) 議員の任期は、会期開始日に始まる。

(5) 国家評議会議員の空席補充は、前議員の就任方法と同じ選挙もしくは任命によって行なう。

(6) 議席が任期未了で空席となる場合、後任者の任期は前者の任期に従う。

第47条 議員の資格

(1) 国会議員の資格は以下のとおり。

(a)ネパール市民、(b)衆議院議員については25歳以上、国家評議会議員については35歳以上、(c)いかなる法においても欠格していないこと、(d)利益の職を保持していないこと。利益の職とは、政府から俸給・報酬の支払われる選挙・任命等による政治的役職以外のものを意味する。

(2) 何人も同時に両議会の議員を務めることはできない。

第48条 議員の欠格に関する決定(省略)

第49条 空席(省略)

第50条 誓言(省略)

第51条 衆議院の議長・副議長

(1) 議長・副議長は衆議院議員の中より選出する。

(2)~(5) (省略)

第52条 国家評議会の議長・副議長

(1) 議長・副議長は国家評議会委員の中から選出する。

(2)~(5) (省略)

第53条 衆議院の召集、会期、解散

(1) 陛下は、衆議院会期の召集を選挙後1カ月以内に行なう。二つの会期の間は6カ月以上とはしない。

(2) 陛下は、国会の両議会もしくは、そのいずれかの会期を停会にすることができる。

(3) 衆議院の停会もしくは休会期間中に、衆議院議員の4分の1が院の召集を要求する場合、陛下はその会期・会合の日時を特定する。衆議院はその日時に開催する。

(4) 陛下は、首相の提言により衆議院を解散することができる。陛下は衆議院を解散させる場合、総選挙を6カ月以内に行なう命令をだすものとする。

第54条 国王陛下の国会演説(省略)

第55条 定員

国会は、いずれの議会とも総議員数の4分の1が出席しない場合、いかなる決議も行なわない。

第56条 議論の制限

(1) 国王陛下、皇后陛下、王位継承者に関しては国会の議論の対象とはしない。ただし本条は、陛下の政府に対する批判を妨げるものではない。

(2) ネパールのいずれかの法廷で審理中の事項については、国会ではいかなる議論も行なわない。

(3) 任務を遂行中の判事の行動については、国会ではいかなる議論も行なわない。ただし本憲法第87条(7)に基づく事項については、本条は判事の行動に対する意見表明を妨げるものではない。

第57条 国会議員欠席の際の議事(省略)

第58条 議決方法

本憲法で他に規定する場合を除き、国会の両議会いずれにおいても、全ての議決は出席・投票者の多数票によって決定される。通常議長は投票権を有さず、賛否同数の時のみ投票する。

第59条 信任投票

(1) 首相は、衆議院の信任を得ることが必要もしくは適切とみなした場合はいつでも、衆議院にその旨の決議をかけることができる。

(2) 衆議員総数の4分の1が希望すれば、首相に対する不信任動議をかけることができる。ただしかかる不信任動議は1会期中1回のみとする。

(3) 上項(1)、(2)に基づく決議は、議員総数の多数によって決定される。

第60条 閣僚の国会出席権(省略)

第61条 出席・投票に関する罰則(省略)

第62条 特権

(1) 国会の両議会では、本憲法の規定に従い、完全な発言の自由が認められる。国会での発言もしくは投票に関して、いずれの議員も逮捕、拘留されず、いかなる法廷においても訴追されない。

(2)~(9) (省略)

第63条 議事に関する手続き(省略)

第64条 小委員会(省略)

第65条 合同委員会

(1) 両議会間の業務処理に関する手続き作成、法案に対する見解の差異の解決などのため、合同委員会を設置する。

(2) 合同委員会は衆議院2、国家評議会1の割合で15人を超えない委員により構成される。

第66条 国会事務局(省略)

第67条 報酬(省略)

第9部 立法の手続き

第68条 法案提出手続き

(1) 法案は国会のいずれの議会においても提出することができる。

(2) 財政法案、国軍・警察に関する法案は政府法案としてのみ提出される。これらの法案に対する改正案の提出は、陛下の事前承認を必要とする。この承認は議会司宰者を通じて得るものとする。

(3) 財政法案は、次の全ての事項を示す。

(a)税の賦課、徴収、廃止、変更、(b)統合基金・その他政府基金の維持、これら基金への預金などに関する事項、これら基金からの支出・支出の増減、停止など、(c)起債と起債への保障に関する事項、(a)~(e)(省略)

第69条 法案可決の手続き

(1) 法案はいずれの議会が可決しても他方の議会に回付、承認のうえ、陛下に上奏して裁可をおおぐ。

(2) 財政法案は、衆議院がまず可決し国家評議会へ回付させる。国家評議会は、15日以内に討議のうえ、提言の有無にかかわらず衆議院へ返送する。

(3) 上項(2)に従い衆議院に戻された財政法案は、再度討議のうえ陛下に上奏し、裁可をおおぐ。

(4) 国家評議会が上項(2)に従い受領した財政法案を衆議院へ15日以内に返送しない場合、衆議院は同法案をそのまま陛下に上奏し、裁可をおおぐ。

(5) 国家評議会は、衆議院から送られた金銭法案以外の全ての法案については2カ月以内に送り返すものとする。(以下省略)

(6)~(10) (省略)

第70条 法案の撤回

第71条 法案に対する国王の裁可

(1) 第69条に基づき裁可を求めて国王に上奏される法案は、当該法案を上程した衆議院の議長もしくは国家評議会議長が自ら内容を確認し、捺印したうえで国王に提出される。財政法案については衆議院の議長が内容を確認する。

(2) 陛下は、本条に従い、法案に裁可を与えた場合、直ちに両議会にこれを通告する。

(3) 金銭法案を除き、陛下は、自らがさらなる討議を必要と認めた法案については、上奏を受けた日から1カ月以内に、自己のメッセージを添え、提出側の議会に返送する。

(4) 陛下がメッセージを添付して返送した法案は両議会の合同会議に提出される。合同会議が、修正の有無にかかわらず、可決した法案は陛下に上奏される。陛下は30日以内にこの法案に裁可を与えるものとする。

(5) 法案は、陛下が裁可を与えたのち法となる。かかる裁可は御璽が押捺された後、与えられたものと看做される、ものとする。

第72条 勅令

(1) 陛下は、国会の両議会がともに会期中でない場合を除き、すみやかな行動を取る必要のあるような状況が生まれていると判断すれば、憲法の諸規定を妨げないような勅令を公布することができる。

(2) 上項(1)により公布される勅令は、国会法と同等の効力を持つものとする。ただしかかる勅令は、

(a)国会の両議会に提出され、いずれかの議会が承認しない場合、効力を失うものとする、(b)陛下により、いかなる時でも廃止される、(c)上項(a)および(b)により無効とされ、また廃止される場合を除き、いずれにしても公布6カ月後、もしくは両議会開催後60日後、には失効する。

両議会の開催日が異なる場合、いずれかの議会の最後の開催日が、本条による開催日と見なされる。

第10部 財政手続き

第73条 税・借款(省略)

第74条 統合基金(省略)

第75条 統合基金もしくはその他公的基金からの支出
統合基金・その他公的基金からは以下の支出以外は行なわない。

(a)統合基金にかかる費用、(b)支出法に基づく支出に必要な額、(c)支出法可決を前提とした法に基づく

前払い金、(d)(省略)

第76条 既定費

統合基金から支出される以下の項目は国会の承認を必要としない。

(a)法が定める王家の支出、(b)最高裁判所長官、同判事の報酬・年金、(c)～(g)(省略)

第77条 歳入・歳出見積もり(省略)

第78条 支出法(省略)

第79条 補正見積もり(省略)

第80条 前払い支出(省略)

第81条 信任支出(省略)

第82条 予備費(省略)

第83条 財政手続きに関する法(省略)

第11部 司法

第84条 司法権を執行する法廷

ネパール王国における司法権限は、本憲法、現行法、その他法廷・法的機関が確立した司法原則に従って行使される。

第85条 ネパール王国法廷

(1) ネパール王国の法廷は次の三つからなる。

(a)最高裁判所、(b)控訴院、(c)地区裁判所。

(2) 上項(1)の諸法廷に加え、特定のタイプの事件を調べる目的でその他の法廷を作ることができる。ただし特定の事件のみを調べる法廷は設置されない。

第86条 最高裁判所

(1) 最高裁判所は、司法階層の最上に位置し、軍事法廷を除く国内全ての法廷は、その下に位置する。この法廷は、下級裁判所および司法権限を行使する他の法的機関を監督し、指令を与える権限を有する。

(2)～(3) (省略)

第87条 最高裁判所判事の任命、資格、条件

(1) 陛下は、憲法会議の推挙に従い長官を、また司法会議の推挙に従って、最高裁のその他の判事を任命する。長官の任期は任命日より7年とする。

(2)～(3) (省略)

第88条 最高裁判所の司法権(省略)

第89条 控訴院の設置と組織(省略)

第90条 控訴院と地裁判事の資格(省略)

第91条 控訴院と地裁判事の任命、服務規定(省略)

第92条 判事の判事以外の職への移動・従事の禁止
(省略)

第93条 司法会議

(1) 司法会議は、本憲法の規定に従い、判事の任命・移動・規律問題、および司法行政に関するその他の事項に関して提言・助言を行なう。会議の構成は次

のとおりとする。(以下省略)

(2)～(5) (省略)

第94条 司法服務委員会(省略)

第95条 政府の司法への協力義務(省略)

第96条 司法廷の命令・決定の拘束性(省略)

第12部 権威乱用調査委員会

第97条 権威乱用調査委員会(省略)

第98条 権威乱用調査委員会の機能、義務、権限

(1) 本委員会は、不適切もしくは不正な行為により公務職にあるものがその権威を乱用しているケースを、自ら得た情報もしくは訴えにより、調査する。

(2)～(6) (省略)

第13部 監査

第99条 監査(省略)

第100条 監査長官の機能、義務、権限(省略)

第14部 公務員委員会

第101条 公務員委員会(省略)

第102条 公務員委員会の機能、義務、権限(省略)

第15部 選挙委員会

第103条 選挙委員会(省略)

第104条 選挙委員会の機能、義務、権限(省略)

第105条 選挙区確定委員会(省略)

第106条 選挙裁判(省略)

第107条 法廷による選挙干渉の制限(省略)

第108条 選挙運営への動員(省略)

第16部 検事総長

第109条 検事総長の任命

(1) 検事総長は首相の推挙により陛下が任命し、その任期は、陛下が決定する。

(2)～(3) (省略)

第110条 検事総長の機能、義務、権利

(1) 検事総長は、陛下の政府の主任法律顧問とする。陛下の政府およびその特定する他機関に対して憲法、司法事項について助言することを任務とする。

(2) 検事総長もしくはその配下は、陛下の政府の利益に関わる訴訟事件、あるいは陛下の政府に関する訴訟事件において政府を代表する。(以下省略)

第111条 検事総長の国会出席権(省略)

第17部 政治組織

第112条 政党に対する規制の禁止

- (1) 民主主義の発展に共通の政治的・綱領を有する全ての人は、本憲法第12条(2)の3に基づき制定された法の下に、自らの選択する機関もしくは政党を結成し、自らの目的・綱領に対する大衆の支持と協力を獲得する目的で出版・放送を行ない、もしくは行なわしめ、かつまたこれらの目的を達成するためその他の全てのことを実施することができる。上記の活動のいずれかを制限しようとする法律、取り決め、決定は、本憲法に合致しないものであり、無効である。
- (2) 単一の政治組織もしくは政党、あるいは同じ政治イデオロギーを持つ人々による、国家の政治制度もしくは選挙への参加を規定する法律、取り決め、決定は、本憲法に合致せず、無効である。
- (3) 選挙委員会は、上項(2)に言及された目的、あるいは宗教、コミュニティ、カースト、種族、地域を基盤として、結成された政治組織もしくは政党の承認を留保する。

第113条 政治組織・政党単位の選挙参加登録

- (1) 選挙参加の目的で選挙委員会から承認を得ようとする全ての政治組織・政党は、同委員会の定める手続きに従い同事務所に登録する。登録を求める請願には、当該政治組織・政党の名称、同執行委員会その他の委員の氏名・住所を明記する。同請願には、組織・政党の規則・綱領を添えるものとする。
- (2) 政治組織・政党は、上項(1)による登録を行なうため、次の条件を満たさねばならない。

(a)政治組織・政党の規約・規則は、民主主義の規範を守ること、(b)政治組織・政党の規約・規則は、組織・党の役職保持者を5年ごとに選出する規定を作ること、(c)第114条の規定に合致していること、(d)政治組織・政党は、衆議院の最後の総選挙で投げられた総投票数の最低3%を獲得していること。

上記の規定は、本憲法の下に行なわれる衆議院の第1回選挙に参加する組織・党を妨げるものではない。投票総数の3%以下であった政党の候補者が、衆議院に選出された場合、当人は、無所属と見なされる。

- (3) 選挙委員会は、特定政治組織・政党がネパール国民をその宗教、カースト、種族、言語、性を理由に参加させない場合、あるいは、政治組織・政党の名称、目的、記章、旗が特定の宗教、コミュニティを示唆し、かつ国家の分裂を促す傾向がある場合、その登録を拒否するものとする。

第114条 女性立候補者

衆議院選挙では、いずれの政治組織・政党も候補者の

少なくとも5%を女性とせねばならない。

第18部 非常事態権限

第115条 非常事態権限

- (1) 深刻なる非常事態が、戦争・外国からの侵略・武装反乱・極度の経済不振などから発生し、王国の主権と統一もしくは国土の一部の安全を脅かす場合、陛下は王国の全域もしくはその一部に非常事態を宣言することができる。
- (2) 上項(1)に基づく宣言もしくは命令は、3カ月以内に衆議院にかけて承認を得ねばならない。
- (3) この宣言・命令は、衆議院が3分の2の多数で承認すれば、発布時から6カ月間効力を有する。
- (4) この宣言・命令は、衆議院が承認しない場合、直ちに失効する。
- (5) 衆議院は、(3)にある期間の満了前に決議すれば、当初の宣言・命令の期間を決議に特定した期間につき1回のみ延長することができる。ただし6カ月を超えないものとする。この決議は出席議員の3分の2により可決するものとする。
- (6) 上項(2)(3)(4)(5)により衆議院に付与された権限は、同院が解散される場合、国家評議会により行使される。
- (7) 陛下は、(1)に従い非常事態を宣言した後、事態に対応する必要な命令を出すことができる。これらの命令は、非常事態宣言が効力を有するかぎり有効である。
- (8) 陛下は、非常事態宣言・命令を出す際、本憲法の第12条(2)の(a), (b), (d), (e), 第13条, 第15, 16, 17, 22, 23条を停止することができる。これらの条項の停止は、非常事態が存するかぎり、有効とする。ただし人身保護条令に基づき救済をうける権利は停止されない。
- (9) 非常事態宣言の施行中において、憲法の上記の諸条項に述べられた諸権利の回復を求める訴状は、いかなる法廷も受け付けず、またいかなる法廷でもかかる宣言は疑問に付されないものとする。
- (10), (11) (省略)

第19部 憲法改正

第116条 憲法改正

- (1) 憲法のいずれかの条を改正・廃止しようとする法案は、両議会のいずれにも提出することができる。かかる法案は、憲法の前文の精神を損なうものであってはならない。本条は改正の対象とはしない。
- (2) 上項(1)による法案は、両議会ともそれぞれ総数の

3分の2が出席し、かつ出席議員の3分の2の多数が支持した場合、陛下に上奏され、裁可をおおぐ。陛下は30日以内に裁可を与えるか、再考を求めるメッセージを付して差し戻す。

- (3) 上項(2)に基づき陛下が差し戻す法案は、国会の両議会が再討議する。上項(2)の手続きは、法案の再討議に適用される。もし両議会が、原案・修正案いずれにしても可決すれば、再度陛下に上奏され、裁可をおおぐ。陛下は、30日以内にこの法案に対して、裁可を与えるものとする。

第20部 その他

第117条 憲法会議

- (1) 憲法会議は、本憲法に定めた憲法上の役職への任命のため推挙を行なう。この会議は次の構成とする
(a)首相、委員長、(b)最高裁長官、委員、(c)衆議院議長、委員、(d)国家評議会委員長、委員、(e)衆議院内の野党指導者、委員

(2) (省略)

- (3) 上項(1)に基づき設置される同会議の機能、義務、権限は、法により定める。

(4) (省略)

第118条 国軍に関する規定

- (1) ネパール国家防衛会議の構成は次のとおり。
(a)首相、委員長、(b)国防相、委員、(c)最高司令官、委員。
(2) 陛下は、国防会議の勧告にもとづき王立ネパール軍の運営・展開を行なう。
(3) 国軍の人員、規制、およびその他の事項に関する規定は、法により定める。
(4) 国家防衛会議は、自らの事業手続きを定める。

第119条 国軍の指揮権と最高司令官の任命

- (1) 国軍の最高指揮権は、陛下に所属する。
(2) 陛下は、首相の推挙により最高司令官を任命する。

第120条 外交使節の任命(省略)

第121条 王宮使用人に関する規定(省略)

第122条 特赦(省略)

第123条 叙勲(省略)

第124条 公務規定(省略)

第125条 国家的職務への任命(省略)

第126条 条約、協定の批准、承認(省略)

第127条 憲法条項実施に伴う障害の除去(省略)

第21部 経過規定

第128条 閣僚会議規定

- (1) 本憲法発効以前に組織された閣僚会議は、本憲法に基づき組織されたものと見なされる。
(2) 上項(1)に基づく閣僚会議が解散する場合、陛下は、主要政党の代表からなる別個の閣僚会議を組織する。
(3) 上項(2)に基づく閣僚会議は、首相、および首相の推挙による必要とされる数の大臣、國務大臣、副大臣によって構成される。

第129条 国会開催以前の立法(省略)

第130条 1962年憲法による組織・地位に関する規定

(1) (省略)

- (2) 憲法会議の機能、義務、権限は、総選挙後の最初の国会会期が始まるまでの間、閣僚会議によって行使される。

(3)~(8) (省略)

第131条 現行法の適用

本憲法発効前のすべての現行法は、廃止・改正までの間、効力を維持する。ただし、本憲法と合致しない法律は、本憲法発効1年後に効力を失う。

第22部 定義・解釈

第132条 定義・解釈——(省略)

第23部 略称・憲法の発効

第133条 略称・憲法の発効

- (1) 本憲法の略称は2047年(1990年)ネパール王国憲法とよばれる。
(2) 本憲法は Bikram Sambat 2047 年 Kartik 月 23 日金曜日に発効する。

付則1 国旗(省略)

付則2 国歌(省略)

付則3 国章(省略)

主要統計 ネパール 1990年

第1表 国内総生産	第5表 対外貿易	第9表 外貨準備
第2表 主要農産物生産高	第6表 主要輸出入品目および金額	第10表 財政
第3表 消費者物価指数	第7表 外国援助の部門別使用額	第11表 通貨供給
第4表 主要工業生産高	第8表 国際収支	

(使用記号：— 該当なし，… 不明，0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=ルピー，年平均)

年	1970	1980	1983	1984	1985	1986	1997	1988	1989	1990
ルピー	10.125	12.000	14.545	16.459	18.246	21.230	21.819	23.289	27.189	29.369

第1表 国内総生産 (名目) (会計年度7月16日～翌年7月15日)

(単位：100万ルピー)

		1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88 ¹⁾	1988/89 ²⁾	1989/90 ³⁾
農	業	22,570	23,927	26,555	30,276	35,708	41,343	45,848
鉱	業	111	140	120	132	108	105	107
製	業	1,816	1,998	2,622	3,559	3,646	3,909	4,200
}	非家内工業	1,342	1,446	2,026	2,900	2,962	3,185	3,422
	家内工業	474	502	596	659	684	724	778
電	気・ガス・水道	158	196	342	412	530	514	657
建	設	2,576	3,583	3,989	5,040	5,972	5,384	5,680
商	業・飲食	1,520	1,837	2,207	2,905	3,325	3,705	4,059
商	運	2,468	2,764	3,123	3,594	4,272	4,012	4,413
金	融	2,937	3,420	3,942	4,715	5,447	6,034	6,524
民	生・厚生	2,848	3,691	4,164	5,076	5,323	6,242	6,787
G D P (要素費用)		37,004	41,556	47,064	55,358	64,331	71,248	78,275
間接税 (純)		2,386	2,861	3,364	3,888	5,182	6,166	6,636
}	農業	201	244	264	311	324	315	328
	非農業	2,185	2,617	3,100	3,577	4,858	5,851	6,308
G D P (市場価格)		39,390	44,417	50,428	59,246	69,513	77,414	84,911
G D P (74/75年度価格)		22,262	23,630	24,645	25,617	27,624	28,263	28,831
}	農業	13,668	13,990	14,705	14,789	15,993	17,013	17,563
	非農業	8,592	9,640	9,940	10,828	11,631	11,250	11,268
G D P デレフター		176.9	187.9	204.6	231.47	251.64	273.91	294.51

(注) 1) 暫定修正。2) 暫定推計。3) 一次推計。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey*, 1989-90.

第2表 主要農産物生産高

(単位：1,000トン)

		1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90*
穀	物					
米	(もみ)	2,804	2,372	2,981	3,283	3,390
	とうもろこし	874	868	901	1,072	1,201
小	麦	598	701	744	830	850
大	麦	23	25	24	27	27
き	び	138	137	150	183	225
商	品作物					
	砂糖きび	558	616	814	903	980
	油料種子	79	83	94	99	100
	タバコ	5	5	4	5	7
	ジュート	61	23	15	18	16
	馬鈴薯	357	395	567	641	658

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第3表 消費者物価指数 (全国主要都市)

(1983/84=100)

		1984/85	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90
食	糧	101.3	120.1	138.3	155.1	164.2	179.1
衣	料	106.2	114.4	122.3	128.2	137.1	175.1
住	宅	113.6	125.8	135.4	149.5	175.7	200.5
光	熱・水	116.5	126.5	130.8	143.1	176.6	207.3
運	輸	108.8	119.2	133.8	149.2	168.6	182.2
医	療	109.4	125.1	140.2	154.5	169.5	167.8
教	育	105.1	115.9	132.2	141.8	153.3	179.9
合計		104.1	120.6	136.6	151.7	164.0	179.8

(出所) 第1表に同じ。

第4表 主要工業生産高

	単 位	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	当 初 2 カ 月	
						1988/89	1989/90 (暫 定)
ジュート製品	1トン	16,389	18,289	17,198	16,950	13,561	5,532
砂 糖	1トン	15,190	24,565	30,040	27,455	27,598	32,030
タバコ	10万本	47,410	56,000	60,460	56,644	44,045	48,370
マ ッ チ	1,000グロス	1,144	1,314	1,215	1,272	1,063	1,021
酒 ¹⁾	1,000リットル	1,264	1,283	2,118	2,092	1,779	1,812
石 け ん	1トン	9,182	11,460	12,303	17,076	12,089	10,410
靴	1 足	112,000	121,000	214,444 ³⁾	332,000 ³⁾	239,000 ³⁾	441,516 ³⁾
皮 革	1,000枚	2,001	2,877	1,014	1,655	1,040	1,540
農 具	1トン	391	363	297	264	250	152
茶	1トン	1,052	1,112	1,290	1,184	975	898
ステンレス台所用品	1トン	425	421	389	237	166	150
レンガ・タイル	1,000個	28,451 ²⁾	33,876 ⁴⁾	34,629	33,440	24,000	14,023
ビ ー ル	1,000リットル	3,016	3,699	5,276	6,281	4,445	5,029
綿 織 維	1,000メートル	14,118	17,822	9,914	7,057	5,850	4,095
セ メ ン ト	1トン	96,043	151,631	215,010	217,666	175,503	55,943
ビスケット	1トン	4,698	4,536	4,674	4,458	3,458	3,620
合 板	1,000平方フィート	2,038	2,488	1,314	1,315	971	—
合 成 織 維	1,000メートル	6,424	11,561	13,363	11,848	10,558	9,133

(注) 1) 蒸溜酒のみ。2) 政府部門のみ。3) 含キャンパス・シューズ。4) 民間部門を含む。

(出所) 第1表に同じ。

第5表 対 外 貿 易

(単位：100万ルピー)

	対 イ ン ド			対 イ ン ド 以 外			総 額		
	輸 出	輸 入	収 支	輸 出	輸 入	収 支	輸 出	輸 入	収 支
1985/86	1,241.1	3,970.9	-2,729.8	1,836.9	5,370.3	-3,533.4	3,078.0	9,341.2	-6,263.2
1986/87	1,302.6	4,262.0	-2,959.4	1,688.8	6,643.2	-4,954.4	2,991.4	10,905.2	-7,913.8
1987/88	1,567.8	4,598.8	-3,028.0	2,546.8	9,273.8	-6,727.0	4,114.6	13,869.6	-9,755.0
1988/89	1,034.9	4,238.7	-3,203.8	3,160.4	12,025.0	-8,864.6	4,195.3	16,263.7	-12,068.4
1988/89 (当初9カ月)	984.5	3,328.3	-2,343.8	2,423.4	9,007.7	-6,584.3	3,407.9	12,336.0	-8,928.4
1989/90*	221.8	3,476.7	-3,254.8	3,419.2	9,698.0	-6,278.8	3,641.0	13,174.0	-9,533.7

(注) 輸出はF.O.B., 輸入はC.I.F.. * 暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第6表 主要輸出入品目および金額 (通関統計)

(単位: 100万ルピー)

	1986/87	1987/88	1988/89	当初9ヵ月	
				1988/89	1989/90*
輸 入	10,905.2	13,869.6	16,263.7	12,336.0	13,174.0
食料品・動物	1,028.9	1,523.7	1,322.6	996.2	1,162.1
タバコ・飲料	144.0	172.2	197.1	123.4	214.8
鉱物	657.2	1,036.8	1,182.7	727.5	1,061.3
鉱物性燃料	929.5	1,049.9	1,116.6	952.0	1,158.6
動植物油脂	175.9	352.6	342.7	251.0	265.1
化学品・薬品	1,287.6	1,495.1	1,532.6	1,139.1	2,445.9
製造業製品	3,226.9	3,359.2	4,671.0	3,518.1	3,698.3
機械・輸送機器	2,784.1	4,143.7	4,847.0	3,889.9	2,258.6
その他製造業製品	664.0	729.1	1,036.6	734.4	909.4
その他	7.3	7.0	4.8	4.4	0.6
輸 出	2,991.4	4,114.6	4,195.3	3,407.8	3,641.0
食料品・動物	703.7	804.4	577.6	532.5	305.7
タバコ・飲料	3.5	10.1	6.6	4.9	11.2
鉱物	491.1	513.7	249.9	238.3	67.5
鉱物性燃料	0.2	0.8	—	—	—
動植物油脂	117.1	171.5	100.3	98.1	10.0
化学品・薬品	2.0	12.6	0.3	23.9	8.1
製造業製品	1,009.6	1,601.6	1,982.6	1,451.6	2,041.9
機械・輸送機器	2.6	0.5	5.8	5.8	0.1
その他製造業製品	661.5	996.9	1,346.5	1,052.8	1,196.5
その他	0.2	2.5	—	—	—

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第7表 外国援助の部門別使用額

(単位: 100万ルピー)

	1986/87			1987/88			1988/89		
	贈与	借 款	合 計	贈与	借 款	合 計	贈与	借 款	合 計
農業、灌漑、林業	203.1	834.5	1,037.6	169.3	1,067.0	1,236.3	211.4	1,255.4	1,466.8
農 業	61.1	287.2	348.3	70.6	482.7	553.3	82.6	446.9	529.5
灌 漑	59.7	455.0	514.7	23.0	453.3	476.3	71.1	720.8	791.9
林 業	75.5	91.6	167.1	75.6	130.9	206.5	57.4	87.7	145.1
そ の 他 ¹⁾	6.8	0.7	7.5	0.1	0.1	0.2	0.3	0	0.3
運輸、電力、通貨	376.2	1,097.5	1,473.7	1,196.0	1,598.6	2,794.6	672.3	2,447.9	3,120.1
運 輸	145.0	259.6	404.6	257.6	349.7	607.3	334.5	683.5	1,017.9
電 力	99.4	831.9	931.3	536.4	1,135.1	1,671.5	296.1	1,439.3	1,735.4
通 信	131.8	6.0	137.8	402.0	113.8	515.8	41.6	325.1	366.7
工業、商業	63.1	120.3	183.4	252.1	193.6	445.7	46.2	145.0	191.2
社会サービス	296.1	289.3	585.4	293.9	228.4	522.3	510.2	334.7	845.0
教 育	47.5	122.4	169.6	44.8	135.6	180.4	34.5	234.4	268.9
保 健	148.2	0.2	148.4	138.1	1.6	139.7	288.0	0.8	288.8
飲 料	7.4	162.2	169.6	11.9	64.6	76.5	62.2	55.4	117.7
そ の 他 ²⁾	93.0	4.5	97.5	99.1	26.6	125.7	125.6	44.1	169.6
そ の 他	14.0	20.3	34.3	82.9	6.7	89.6	38.1	5.7	43.9
総 計	952.5	2,361.9	3,314.4	1,994.2	3,094.3	5,088.5	1,478.2	4,188.7	5,666.9

(注) 1) 測量, 土地改革。2) パンチャヤトほか社会サービス。

(出所) 第1表に同じ。

第8表 国際収支

(単位：100万ルピー)

	1986/87	1987/88	1988/89	当初8ヵ月	
				1988/89	1989/90*
1. 貿易収支	-7,924.1	-9,765.5	-12,086.0	-8,199.7	-8,529.3
輸出(F.O.B)	3,003.0	4,127.3	4,210.7	3,066.0	3,113.8
輸入(C.I.F)	10,927.1	13,892.8	16,296.7	11,265.7	11,643.1
2. サービス(純)	2,327.4	2,211.7	3,047.9	2,322.3	1,721.5
旅行(受取)	1,740.5	1,675.7	2,735.3	1,843.8	1,977.8
投資収入(受取)	100.7	196.0	50.3	215.8	327.1
その他(受取)	2,811.5	2,913.7	2,857.5	210.4	1,703.6
3. 移転(純)	2,692.3	2,931.0	2,717.9	1,721.4	1,765.2
民間(受取)	1,292.6	1,608.4	1,608.4	1,014.6	1,090.5
政府グラント	1,303.4	1,278.7	1,246.7	748.1	657.4
インド消費税返還	116.1	112.8	87.2	87.2	0.2
その他	49.5	43.3	31.6	21.7	160.7
4. 経常収支	-2,904.4	-4,622.8	-6,320.2	-4,156.0	-5,042.6
5. 外国借入(純)	1,888.3	4,368.0	5,921.9	3,770.4	3,243.3
ローン	2,097.9	4,675.4	6,302.0	3,934.0	3,522.5
償還	-209.6	-307.4	380.1	163.6	379.2
6. その他資本収支	1,392.6	2,527.8	474.2	1,797.7	3,408.8
7. 外貨準備増減(-は増)	-376.4	-2,273.0	75.9	1,412.1	1,609.5

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第9表 外貨準備

(単位：100万ルピー)

月 央	ネパール・ラストラ銀行の準備						民間銀行 保有	総 計
	合 計	金	IMFゴ ールドト ランシュ	S D R	外 債	(うちコン バーチブ ル)		
1984.7	2,006.7	104.1	93.7	2.1	1,806.1	(1,113.8)	1,207.7	3,213.4
1985.7	1,346.9	112.4	104.0	0.9	1,129.6	(920.8)	1,253.8	2,600.7
1986.7	2,128.6	134.8	143.2	2.0	1,848.6	(1,500.7)	1,614.7	3,743.3
1987.7	2,795.8	139.2	159.2	2.6	2,494.8	(1,936.8)	1,681.4	4,477.2
1988.7	5,594.1	150.7	175.7	4.2	5,263.5	(455.3)	1,801.3	7,395.4
1989.4	7,104.7	168.7	194.3	18.7	6,723.0	(535.7)	2,435.4	9,540.1
1989.7	6,837.1	176.7	200.2	3.3	6,456.9	(249.5)	1,853.9	8,691.0
1990.4*	7,705.0	186.4	215.1	6.9	7,296.6	(687.3)	3,169.9	10,874.9

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第10表 財政

(単位：100万ルピー)

	1986/87 (実績)	1987/88 (実績)	1988/89 (実績)	1989/90 (中間実績)	1990/91 (予算案)
総支出	11,513.2	14,104.9	18,005.0	18,665.3	19,791.7
経常支出	4,135.2	4,676.9	5,676.2	6,768.9	7,465.0
開発支出	7,378.0	9,428.0	12,328.8	11,864.9	12,326.8
{ 経済サービス	5,168.6				
{ 社会サービス	2,036.3				
{ 経済行政・計画その他	150.7				
総収入	7,260.2	9,427.2	9,457.5	10,864.9	12,637.6
歳入	5,975.1	7,350.4	7,776.9	9,036.2	10,128.2
{ 税収	4,372.4				8,111.9
{ 非税収	1,602.7				2,016.3
外国無償援助	1,285.0	2,076.8	1,680.6	1,828.6	2,509.4
財政収支	-4,253.0	-4,677.8	-8,547.5	-7,800.5	-7,154.1
財政赤字補填					
外国借入	2,705.8	3,815.8	5,666.4	6,050.5	5,512.1
国内借入	1,644.5	1,130.0	1,330.0	1,750.0	1,642.0
現金残高	-97.5	-268.0	1,551.1	-	-

(出所) 第1表, および HMG, *Budget Speech of the Fiscal Year*.

第11表 通貨供給

(単位：100万ルピー)

月 央	流 通 通 貨				要 求 払 預 金				通貨供給 (4 + 8)
	総 額	政府保有	銀行保有	民間保有 (1-2-3)	総 額	政府保有	銀行保有	民間保有 (5-6-7)	
	1	2	3	4	5	6	7	8	
1982.7	2,617.9	-	180.8	2,436.7	1,736.3	-	561.5	1,174.8	3,611.5
1983.7	2,963.2	-	211.2	2,752.0	2,324.4	-	727.5	1,596.9	4,348.9
1984.7	3,554.3	-	280.9	3,273.4	2,427.0	-	768.9	1,658.1	4,931.5
1985.7	4,035.6	-	298.3	3,737.3	2,600.4	-	857.7	1,742.7	5,480.0
1986.7	5,234.5	-	391.6	4,842.9	3,184.2	-	997.8	2,186.4	7,029.3
1987.7	6,183.8	-	437.7	5,746.1	3,466.5	-	1,092.4	2,374.1	8,120.2
1988.7	6,962.1	-	587.5	6,374.6	4,897.5	266.9	1,408.6	3,222.0	9,596.6
1989.7				7,946.6				3,828.8	11,775.4
1990.4*									

(注) * 暫定。

(出所) *Main Economic Indicators*, Jan/Feb 1990.